

令和7年国勢調査第3次試験調査 実施状況等結果の概要

本資料は、令和7年国勢調査に向けた調査方法等の最終的な検証と地方公共団体における事務の習熟を図ることを目的に、令和6年6月19日を調査期日として実施した「令和7年国勢調査第3次試験調査」の実施状況について、その結果を取りまとめたものである。

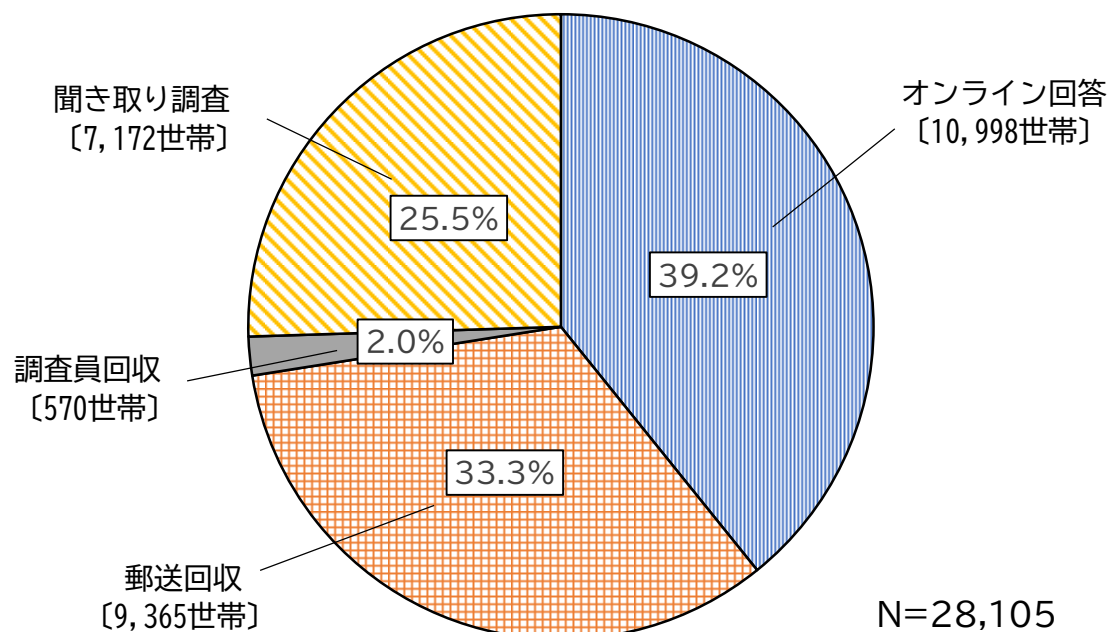
I 調査票の集計結果

第1 回収状況

1 全体の回収状況

調査対象世帯は28,105世帯となっており、これを回収方法別にみると、オンライン回答が10,998世帯（調査対象世帯に占める割合39.2%）、郵送回収が9,365世帯（同33.3%）、調査員回収が570世帯（同2.0%）、聞き取り調査は7,172世帯（同25.5%）となっている。《図表1》

図表1 回収方法別世帯数及び割合



2 調査区の地域特性別の回収状況

地域特性別の回収状況についてみると、「オートロックマンションの多い地域」及び「その他の地域」では、オンライン回答の割合が高い一方、「一戸建の多い地域」では郵送回収の割合が高くなっている。《図表2》

図表2 地域特性、回収方法別世帯数及び割合

(世帯、%)

		回収方法					
地域特性		総数	回答世帯 合計	オンライン 回答	郵送回収	調査員回収	聞き取り 調査 1)
(実数)	総数	28,105	20,933	10,998	9,365	570	7,172
	オートロックマンションの多い地域	8,374	6,709	3,917	2,699	93	1,665
	ワンルームマンションの多い地域	8,771	5,138	2,843	2,115	180	3,633
	一戸建の多い地域	8,132	6,965	3,189	3,571	205	1,167
	その他の地域	2,828	2,121	1,049	980	92	707
	総数	100.0	74.5	39.2	33.3	2.0	25.5
(構成比)	オートロックマンションの多い地域	100.0	80.1	46.8	32.2	1.1	19.9
	ワンルームマンションの多い地域	100.0	58.6	32.4	24.1	2.1	41.4
	一戸建の多い地域	100.0	85.6	39.2	43.9	2.5	14.4
	その他の地域	100.0	75.0	37.0	34.7	3.3	25.0

1) 調査票を回収することができず、聞き取り調査を行った世帯を指す。

3 世帯人員別の回収状況

世帯人員別の回収状況についてみると、世帯人員が2人以上の世帯では回答世帯の割合が7割以上となっている一方、単身世帯では59.1%となっている。《図表3》

図表3 世帯人員、回収方法別世帯数及び割合

(世帯、%)

回収方法		総数	回答世帯				聞き取り調査 1)
世帯人員			回答 合計	オンライン 回答	郵送回収	調査員回収	
(実数)	総数	28,105	20,933	10,998	9,365	570	7,172
	単身世帯	11,936	7,063	3,365	3,394	304	4,873
	世帯人員2人	8,175	7,226	3,448	3,625	153	949
	世帯人員3人	4,170	3,565	2,079	1,424	62	605
	世帯人員4人	2,878	2,345	1,579	732	34	533
	世帯人員5人以上	946	734	527	190	17	212
(構成比)	総数	100.0	74.5	39.2	33.3	2.0	25.5
	単身世帯	100.0	59.1	28.2	28.4	2.5	40.9
	世帯人員2人	100.0	88.4	42.2	44.3	1.9	11.6
	世帯人員3人	100.0	85.5	49.9	34.1	1.5	14.5
	世帯人員4人	100.0	81.5	54.9	25.4	1.2	18.5
	世帯人員5人以上	100.0	77.6	55.7	20.1	1.8	22.4

1) 調査票を回収することができず、聞き取り調査を行った世帯を指す。

4 世帯主の年齢階級別の回収状況

世帯主の年齢階級別に調査票の回収状況をみると、70歳未満ではオンライン回答の割合が高くなっている一方、70歳以上では郵送回収の割合が他の年齢層に比べ高くなっている。

また、20歳代の聞き取り調査の割合が高く、30歳以上では年齢層が上がるにつれて、聞き取り調査の割合が低くなる傾向にある。《図表4》

図表4 世帯主の年齢階級、回収方法別世帯数及び割合

(世帯、%)

（世帯主の年齢階級）

回収方法		総数	回収方法別世帯数及び割合				聞き取り調査 1)
世帯主の年齢階級			回答世帯 合計	オンライン 回答	郵送回収	調査員回収	
(実数)	総数	28,105	20,933	10,998	9,365	570	7,172
	20歳未満	190	156	122	27	7	34
	20歳代	1,780	1,072	783	244	45	708
	30歳代	2,379	1,701	1,277	395	29	678
	40歳代	3,747	2,895	2,044	823	28	852
	50歳代	5,185	4,320	2,893	1,363	64	865
	60歳代	4,524	4,089	2,199	1,818	72	435
	70歳代	4,217	3,928	1,154	2,645	129	289
	80歳以上	2,817	2,530	526	1,827	177	287
	年齢不詳	3,266	242	0	223	19	3,024
	(別掲)60歳未満	13,281	10,144	7,119	2,852	173	3,137
(構成比)	総数	100.0	74.5	39.2	33.3	2.0	25.5
	20歳未満	100.0	82.1	64.2	14.2	3.7	17.9
	20歳代	100.0	60.2	44.0	13.7	2.5	39.8
	30歳代	100.0	71.5	53.7	16.6	1.2	28.5
	40歳代	100.0	77.3	54.6	22.0	0.7	22.7
	50歳代	100.0	83.3	55.8	26.3	1.2	16.7
	60歳代	100.0	90.4	48.6	40.2	1.6	9.6
	70歳代	100.0	93.1	27.4	62.6	3.1	6.9
	80歳以上	100.0	89.8	18.7	64.8	6.3	10.2
	年齢不詳	100.0	7.4	0.0	6.8	0.6	92.6
	(別掲)60歳未満	100.0	76.4	53.6	21.5	1.3	23.6

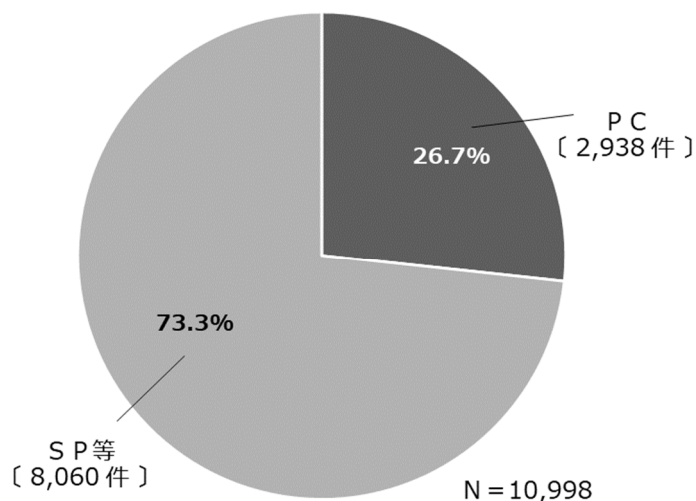
1) 調査票を回収することができず、聞き取り調査を行った世帯を指す。

第2 オンライン回答の状況

1 端末の種類別オンライン回答状況

オンライン回答の状況を端末の種類別にみると、オンライン回答があった10,998件のうち、PCが2,938件（オンライン回答世帯に占める割合26.7%）、スマートフォン及びタブレット（以下「SP等」という。）が8,060件（同73.3%）となっている。《図表5》

図表5 端末の種類別オンライン回答数及び割合

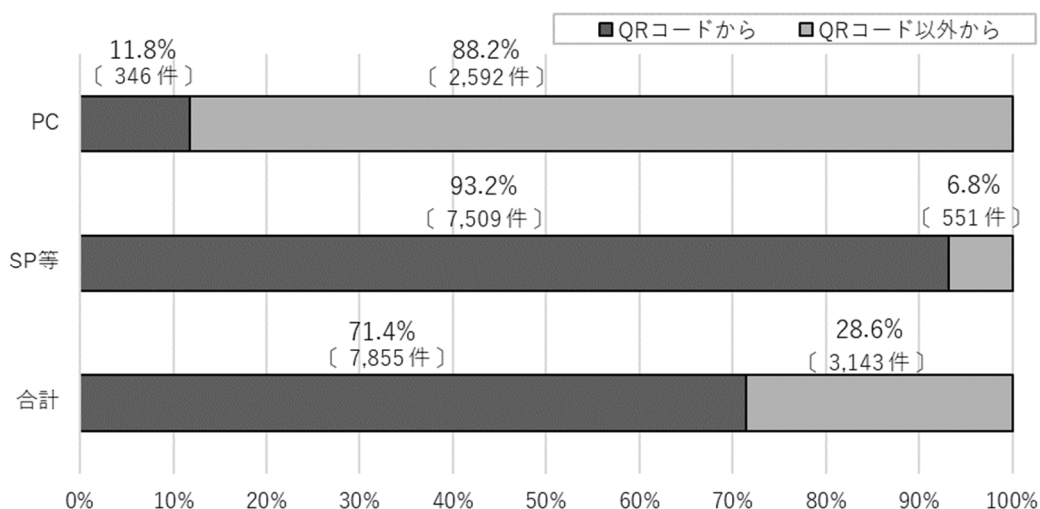


2 QRコードからのログイン状況

令和7年国勢調査における新機能として、『インターネット回答依頼書』に印字されたQRコードから回答用サイトにアクセスすると、ログインID及びアクセスキーが自動入力される仕組みを導入している。

オンライン回答があった10,998件のうち、QRコードを利用したログインは全体の71.4%を占めた。端末の種類別にみると、PCでは11.8%、SP等では93.2%となっている。《図表6》

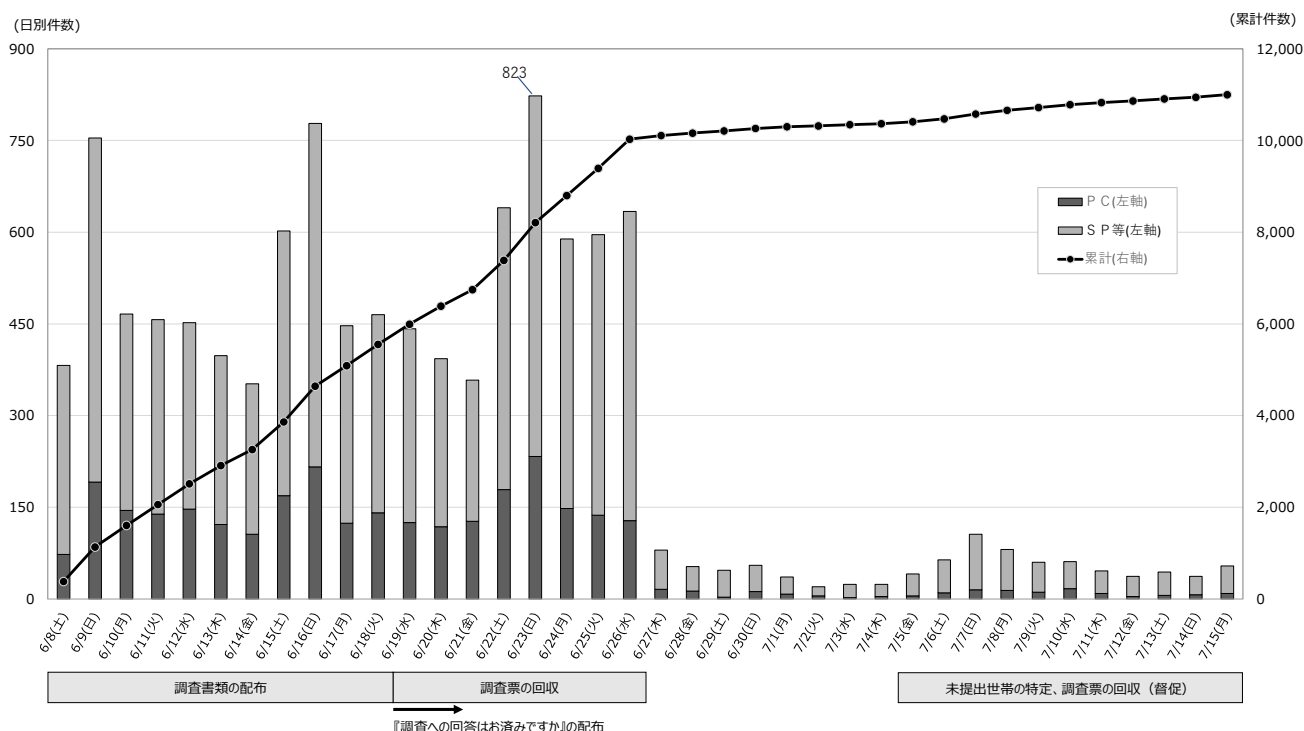
図表6 端末の種類別QRコードからのログイン状況



3 日別の回答状況

オンライン回答のあった件数を日別にみると、回答期間中の週末がピークで、1日当たりの回答件数は6月23日（日）の823件が最も多い（それぞれP C 233件、S P 等590件）。《図表7》

図表7 回答日、端末の種類別オンライン回答数

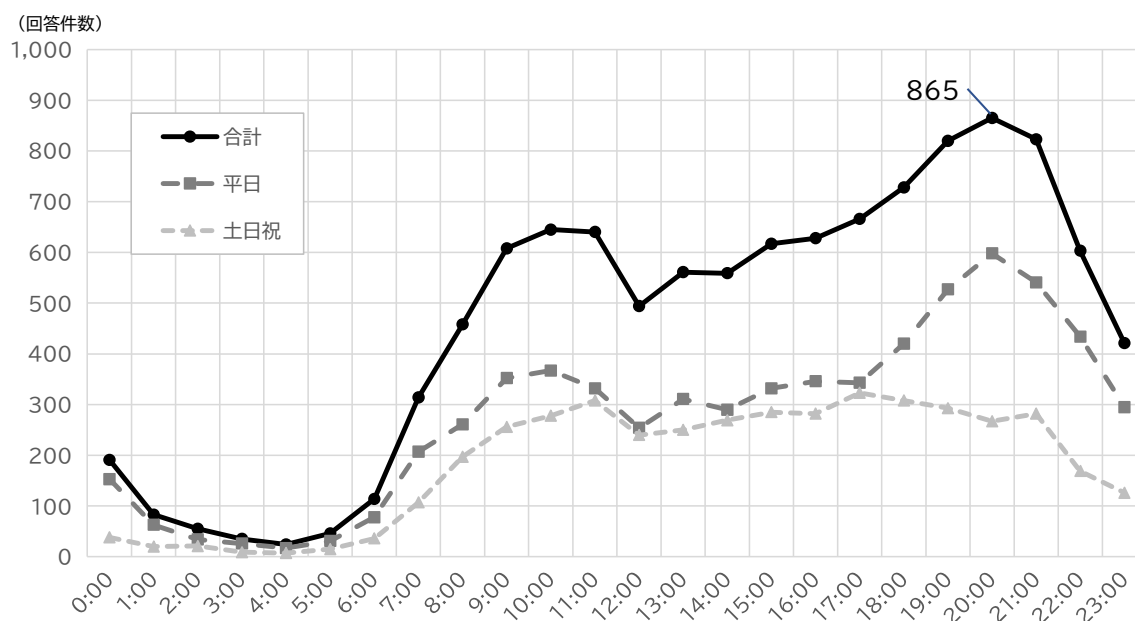


4 時間帯別の回答状況

オンライン回答のあった件数を回答時間帯別にみると、朝方（6時台）から11時台にかけて増加傾向にある。午後になると再度、回答件数は増加傾向となり、20時台でピークに達している。

また、平日及び土日祝別にみると、平日では19時～21時頃に回答が集中するのに対し、土日祝では比較的なだらかな推移となっている。《図表8》

図表8 時間帯別オンライン回答数



5 世帯主の年齢階級別の回答状況

オンライン回答のあった10,998世帯を世帯主の年齢階級別にみると、「50歳代」が2,893件で最も多く、次いで「60歳代」(2,199件)、「40歳代」(2,044件)となっている。

また、これを端末の種類別の割合でみると、S P等が「20歳未満」で95.9%、「20歳代」で91.7%、「30歳代」で89.2%など若年層での割合が高くなっている。《図表9》

図表9 世帯主の年齢階級、端末の種類別オンライン回答数及び割合

世帯主の年齢階級	(件、%)		
	(実数)		
	(構成比)		
端末別	総数	PC	SP等
世帯主の年齢階級	総数	PC	SP等
総数	10,998	2,938	8,060
20歳未満	122	5	117
20歳代	783	65	718
30歳代	1,277	138	1,139
40歳代	2,044	360	1,684
50歳代	2,893	735	2,158
60歳代	2,199	831	1,368
70歳代	1,154	573	581
80歳以上	526	231	295

第3 調査事項別調査票の記入状況

調査事項別に紙の調査票の記入状況をみると、記入不備のある割合は「本人の仕事の内容」が8.5%と最も高く、次いで「事業の内容」が8.0%、「勤め先・業主などの名称」が7.0%などとなっている。

調査員記入欄から世帯記入欄に移行した「世帯の種類」及び「住宅の建て方」の記入状況をみると、それぞれ記入不備の割合は0.3%、0.6%となっている。《図表10》

図表10 調査事項、回収方法別記入不備のある割合

(%)

調査事項		回収方法 記入不備の内容			合計			郵送回収			調査員回収		
					エラー あり	記入 漏れ	マルチ 記入	エラー あり	記入 漏れ	マルチ 記入	エラー あり	記入 漏れ	マルチ 記入
第1面	世帯の種類				0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.5	0.4	0.2
	世帯人員	1)			0.1	0.1	-	0.1	0.1	-	0.0	0.0	-
	住居の種類				2.0	1.9	0.1	1.3	1.2	0.1	14.2	14.0	0.2
	住宅の建て方				0.6	0.5	0.1	0.6	0.5	0.1	0.6	0.6	0.0
	共同住宅の場合 階数	1)			0.3	0.3	-	0.3	0.3	-	0.0	0.0	-
	男女の別				0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	0.0	0.6	0.5	0.1
	世帯主との続き柄				0.8	0.7	0.1	0.7	0.6	0.1	1.2	1.0	0.2
	出生の年月	2)			2.1	-	-	2.0	-	-	2.7	-	-
	配偶者の有無				3.2	3.2	0.0	2.9	2.8	0.0	9.6	9.6	0.0
	国籍				0.7	0.7	0.0	0.7	0.7	0.0	1.3	1.3	0.0
	外国の場合 国名	1)			2.1	2.1	-	2.3	2.3	-	0.0	0.0	-
	現在の住居における居住期間				2.4	2.2	0.2	1.6	1.4	0.2	15.3	14.9	0.4
	5年前の住居の所在地				1.4	1.3	0.0	1.3	1.3	0.0	2.7	2.7	0.0
	他の区・市町村の場合 市区町村名	1)			1.0	1.0	-	0.8	0.8	-	2.8	2.8	-
第2面	就業状態				3.3	2.8	0.5	2.6	2.0	0.6	15.3	15.0	0.4
	従業地又は通学地				3.9	3.6	0.3	4.0	3.7	0.3	3.4	3.0	0.4
	他の区・市町村の場合 市区町村名	1)			1.6	1.6	-	1.6	1.6	-	1.1	1.1	-
	従業上の地位				4.6	4.3	0.3	4.4	4.1	0.3	8.5	8.5	0.0
	勤め先・業主などの名称	1)			7.0	7.0	-	6.7	6.7	-	13.6	13.6	-
	事業の内容	1)			8.0	8.0	-	7.7	7.7	-	14.4	14.4	-
	本人の仕事の内容	1)			8.5	8.5	-	8.3	8.3	-	15.4	15.4	-

1) 記入の有無

2) 元号・西暦・年月が規定値か

Ⅱ 民間事業者による実査事務サポートの実施状況

第1 郵送提出された調査票に係る受付・整理及び提出状況の把握

1 業務の概要

(1) 業務内容

世帯から提出された『郵送提出用封筒』について、QRコードの読み取り等により「国勢調査業務ポータルサイト」に提出状況の登録を行うとともに、市区町村別に仕分けの上、発送するもの。

(2) 実施期間

令和6年6月10日（月）から7月31日（水）まで（土日・祝日を除く）

(3) 受託業者

株式会社DNPコアライズ（作業拠点：東京都北区）

2 郵送提出状況、受付整理及びQRコード読み取りに係る処理状況

(1) 日別処理件数

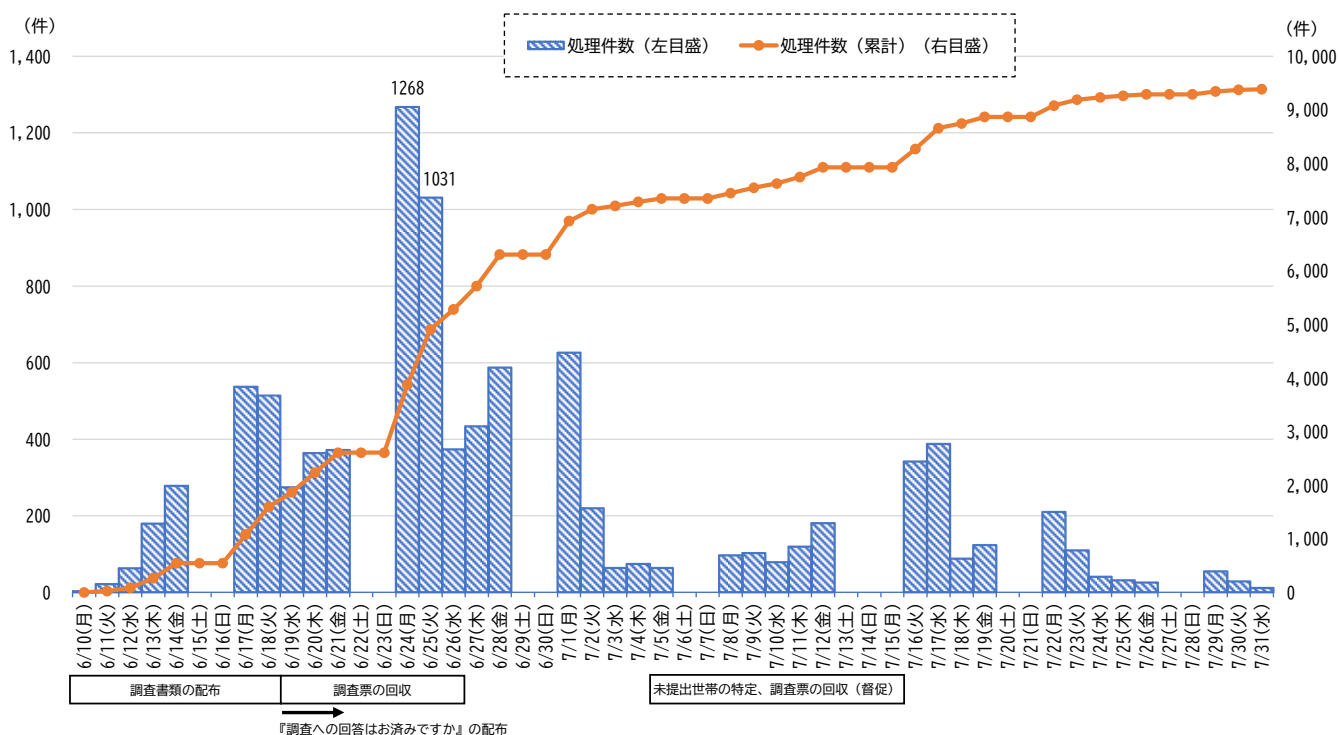
民間サポートにおける『郵送提出用封筒』の受付件数は9,387件※で、このうち、QRコードの読み取り等ができたもの（QRコードが読み取れた封筒や市区町村コード等が手入力できた封筒）は9,381件（受付件数に占める割合99.9%）であった。

※『郵送提出用封筒』の受付件数は、市区における審査前の値であり、一部重複等を含むことから、調査票の集計結果とは一致しない。

処理件数を日別にみると、6月24日（月）及び25日（火）に集中している。また、督促期間（7月5日以降）に、一定数の郵送提出があり、督促の効果が確認できる。

なお、全ての運用日において、受領日当日にQRコードの読み取り及び「国勢調査業務ポータルサイト」への登録が完了している。《図表11》

図表11 郵送提出用封筒の日別処理件数

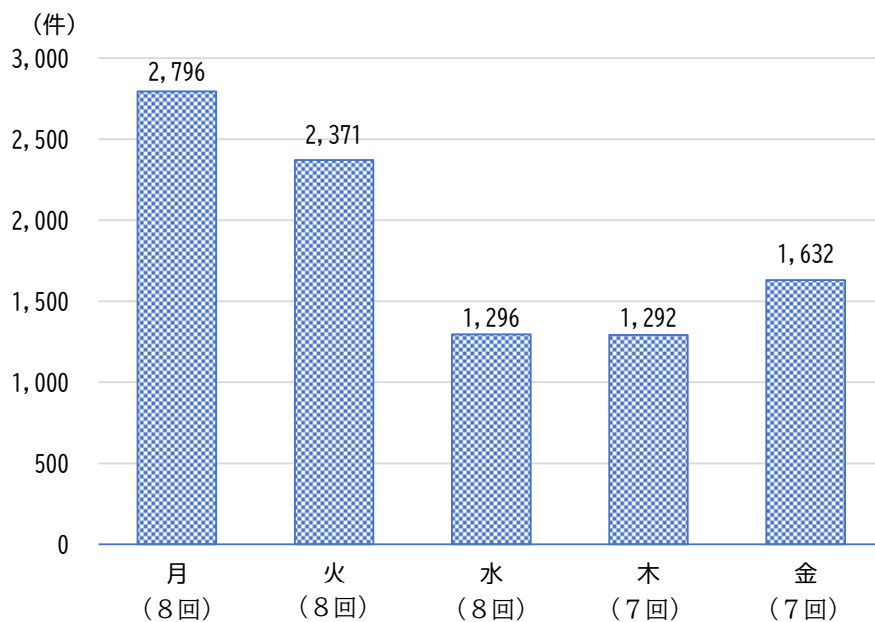


(2) 曜日別処理件数

処理件数を曜日別にみると、月曜日が2,796件と最も多くなっており、次いで火曜日が2,371件となっている。

月曜日及び火曜日が多いのは、土日祝日に受付を行っていないこと、世帯が土日祝日に記入・提出していることが影響していると考えられる。 《図表12》

図表12 郵送提出用封筒の曜日別処理件数



第2 コンタクトセンターにおける調査対象世帯からの照会対応

1 業務の概要

(1) 業務内容

調査対象世帯からの照会に対応するため、「国勢調査コンタクトセンター」を設置し、その業務を民間事業者へ委託して実施した。

第3次試験調査においては、従来からの電話による照会対応に加え、世帯の利便性向上等を図ることを目的として、「チャットボット」（チャット形式による自動応答）を導入し、その利用状況や業務プロセスの検証を行った。

(2) 実施期間・時間

令和6年6月8日（土）から7月15日（月）まで（土日祝日を含む）

電話による受付：午前9時から午後9時まで

チャットボット：24時間

(3) 受託業者

トランス・コスモス株式会社（受電拠点：大分県大分市）

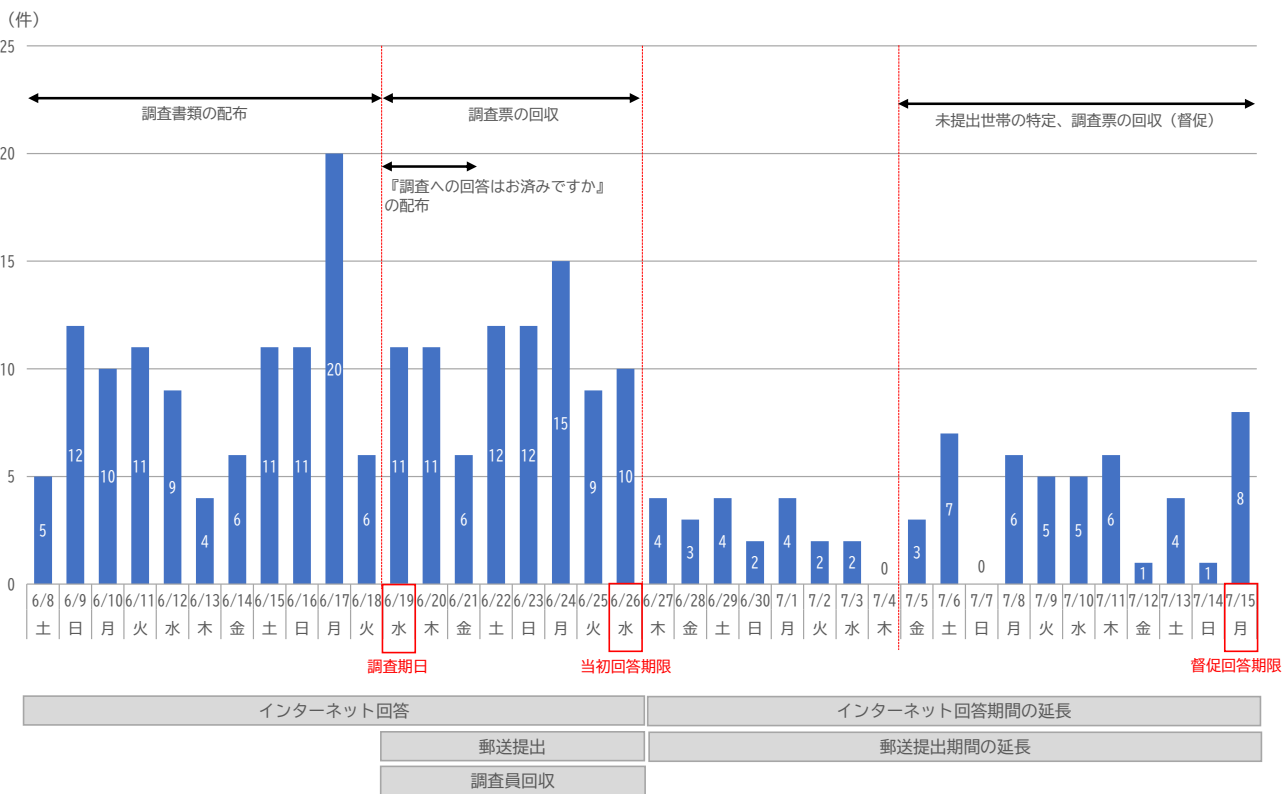
2 電話による照会対応状況

(1) 日別着信件数

実施期間中の総着信件数は258件、うち応答件数は256件（応答率99.2%）であった。

着信件数を日別にみると、6月17日（月）が20件と最も多く、調査書類の配布から当初回答期限までの期間に着信が多くなっている。《図表13》

図表13 日別着信件数



(2) 主な照会内容別件数及び割合

主な照会内容別の割合をみると、「調査方法」が30.4%と最も高く、次いで「調査票の記入方法」が21.5%、「調査対象・調査の場所」が14.2%などとなっている。《図表14》

図表14 主な照会内容別件数及び割合

照会内容	実数(件)	構成比(%)
調査方法	92	30.4
調査票の記入方法	65	21.5
調査対象・調査の場所	43	14.2
オンライン調査（操作）	25	8.3
調査概要	12	4.0
回答拒否	8	2.6
提出状況確認	6	2.0
調査員事務	5	1.7
報告義務・罰則	2	0.6
代理回答	2	0.6
その他	43	14.1
合計	303	100.0

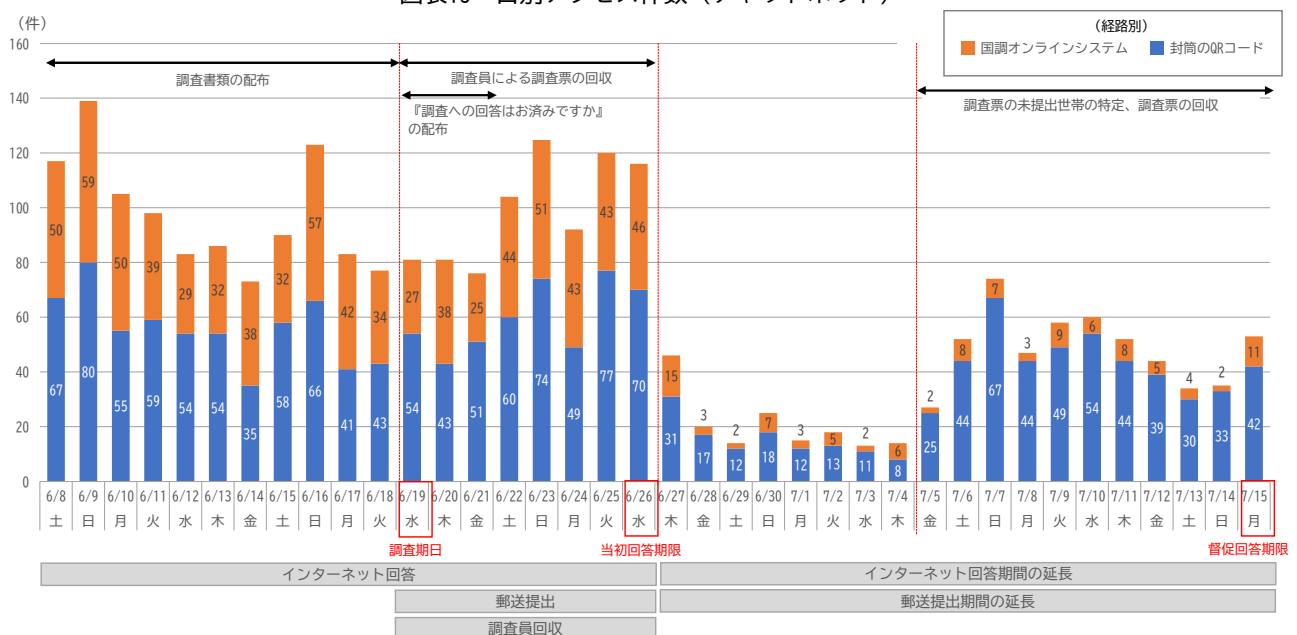
※複数項目の問合せについては、該当する全ての項目をカウントしているため、合計は応答件数と一致しない。

3 チャットボットによる照会対応状況

実施期間中の総アクセス件数は2,570件で、これを経路別にみると、調査書類に印刷されたQRコードを経由したアクセスが1,683件（総アクセス件数に占める割合65.5%）、「国勢調査オンライン」に表示したバナーからのアクセスが887件（同34.5%）となっている。

また、アクセス件数を日別にみると、6月9日（日）が139件と最も多く、電話と同様に調査書類の配布から当初回答期限までの期間にアクセスが多くなっている。《図表15》

図表15 日別アクセス件数（チャットボット）



令和7年国勢調査における国・県が独自で行う広報活動一覧(予定)

国・県において、独自で以下の広報を行う予定ですので、今回の提案にあたってはご注意ください。

1 国が実施する広報活動

区分	内容	実施予定時期	実施予定数量	備考
テレビCM	コの字型	9月16日～10月8日		
ラジオCM	日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語	9月16日～10月8日		Inter FM、FM COCOLO、LOVE FM、Spotify
新聞広告	全国紙	9月20日		読売新聞・朝日新聞、その他業界紙
インターネット広告	リスティング広告	6月24日～10月8日		Google、Yahoo!、Bing
	バナー広告	6月24日～10月8日		Google、Yahoo!、Smart News、News Picks、趣味人倶楽部
	動画広告	6月24日～10月8日		You Tube、Instagram、TVer、X、Netflix
	SNSアカウント開設	5月～		X
イベント等	メディア向けキックオフイベント	6月23日		
キャンペーンサイト	2025総合サイト	5月～		
その他				

2 県が実施する広報活動

区分	内容	実施予定時期	実施予定数量	備考
テレビ番組	県広報番組「サン讃かがわ」	9月頃	1回	
ラジオ番組	RNC「ようこそ知事室へ」	9月頃	1回	
広報誌	県広報誌「THEかがわ」	8月～9月	1回/月	
インターネット広告	県公式SNS	9月～10月	1回	
	県ホームページ	9月～10月		トップページの注目情報に掲載
その他	ポスター・リーフレット配布	9月頃		
	県庁前立て看板	9月～10月		
	県庁ロビーデジタルサイネージ	8月～10月		
	ポスター・リーフレット掲示	9月～10月		
	自動販売機での広報	9月～10月		
	その他			

令和 7 年国勢調査の調査事項

(1) 世帯員に関する事項（13 項目）	(2) 世帯に関する事項（4 項目）
(ア) 氏名 (イ) 男女の別 (ウ) 出生の年月 (エ) 世帯主との続柄 (オ) 配偶の関係 (カ) 国籍 (キ) 現在の住居における居住期間 (ク) 5 年前の住居の所在地 (ケ) 就業状態 (コ) 所属の事業所の名称及び事業の種類 (サ) 仕事の種類（職業） (シ) 従業上の地位 (ス) 従業地又は通学地	(ア) 世帯の種類 (イ) 世帯員の数 (ウ) 住居の種類 (エ) 住宅の建て方

① 調査名ロゴデザイン

※データのみ（JPEG, EPS）



国勢
調査



国勢
調査

② 調査名ロゴデザイン（調査年あり）

※データのみ（JPEG, EPS）



国勢
調査
2025



国勢
調査
2025

令和7年国勢調査 提供素材一覧

③ 国勢調査ロゴ

※データのみ（JPEG, EPS）

■基本カラー



■カラーA



■カラーB



■カラーC



■モノクロ



④ 国勢調査ロゴ（サポーター企業・団体用）

※データのみ（JPEG, EPS）

■基本カラー



■カラーA



■カラーB



■カラーC



■モノクロ



令和7年国勢調査 提供素材一覧

⑤ 調査員募集用ポスター

■カラー・A3判/A4判
※現物送付（データ：PDF, JPEG, EPS）

さあ、一緒に！
国勢調査員 大募集

令和7年10月1日に
国勢調査を実施します

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です！

5年に一度、全員参加の統計調査

国勢調査2025

地域の実情を
把握するために！

暮らしを
より良く変えるために！

地域の人と
話す機会に！

自分のペースで
参加できる！

詳しくは、お住まいの市区町村の統計調査窓口まで
お問い合わせください。

国勢調査2025キャンペーンサイト <https://www.kokusei2025.go.jp/>
国勢調査2025 検索

総務省統計局・報道発表・市区町村

■モノクロ・A3判/A4判
※データのみ（PDF, JPEG, EPS）

さあ、一緒に！
国勢調査員 大募集

令和7年10月1日に
国勢調査を実施します

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です！

5年に一度、全員参加の統計調査

国勢調査2025

地域の実情を
把握するために！

暮らしを
より良く変えるために！

地域の人と
話す機会に！

自分のペースで
参加できる！

詳しくは、お住まいの市区町村の統計調査窓口まで
お問い合わせください。

国勢調査2025キャンペーンサイト <https://www.kokusei2025.go.jp/>
国勢調査2025 検索

総務省統計局・報道発表・市区町村

令和7年国勢調査 提供素材一覧

⑥ 調査員募集用リーフレット

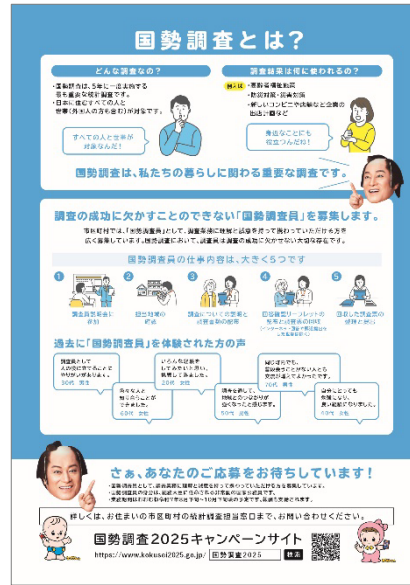
■カラー

※現物送付（データ：PDF, JPEG, EPS）

（表）



（裏）



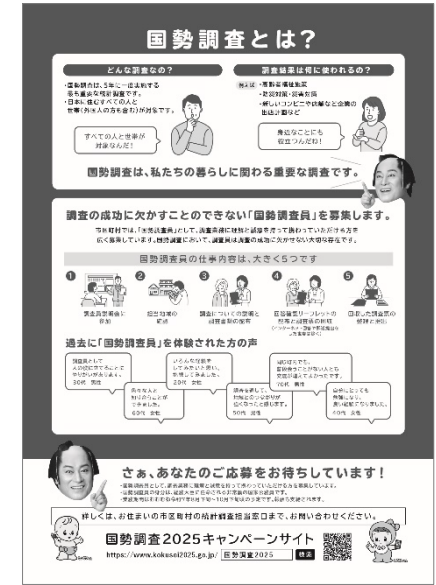
■モノクロ

※データのみ（PDF, JPEG, EPS）

（表）



（裏）



令和7年国勢調査 提供素材一覧

⑦調査啓発用ポスター

■カラー・A3判/A4判
※現物送付（データ：PDF, JPEG, EPS）



■モノクロ・A3判/A4判
※データのみ（PDF, JPEG, EPS）



令和7年国勢調査 提供素材一覧

⑧事前周知用リーフレット

■カラー

※現物送付（データ：PDF, JPEG, EPS）

(表)



(裏)



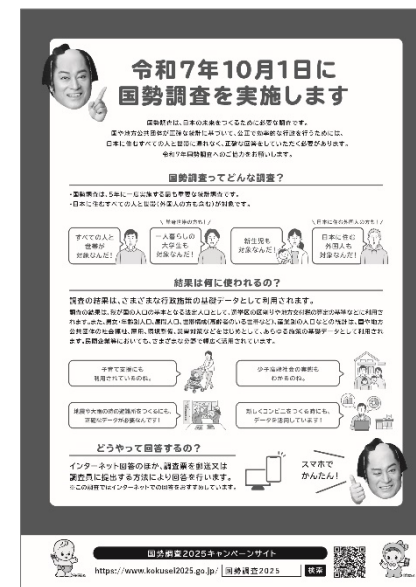
■モノクロ

※データのみ (PDF, JPEG, EPS)

(表)



(裏)



令和7年国勢調査 提供素材一覧

⑨ 各種業界団体用パンフレット

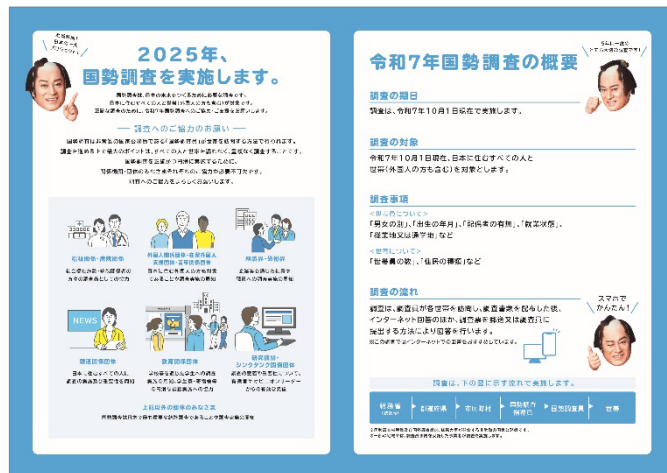
■カラー

※現物送付（データ：PDF, JPEG, EPS）

（表1、表4）



（中面）



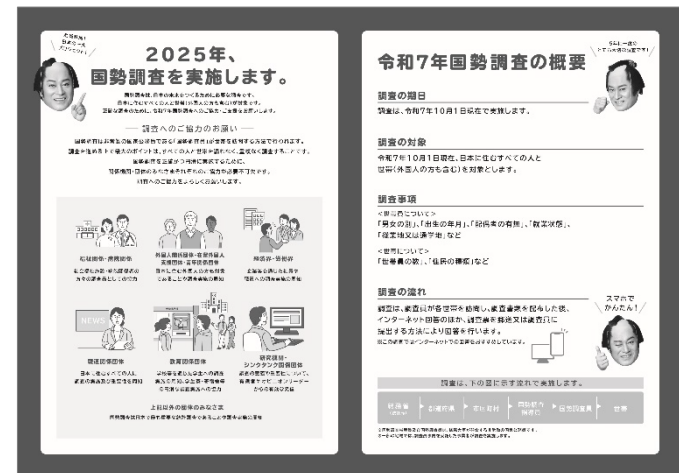
■モノクロ

※データのみ（PDF, JPEG, EPS）

（表1、表4）



（中面）



令和7年国勢調査 提供素材一覧

⑩マンション関係者用パンフレット

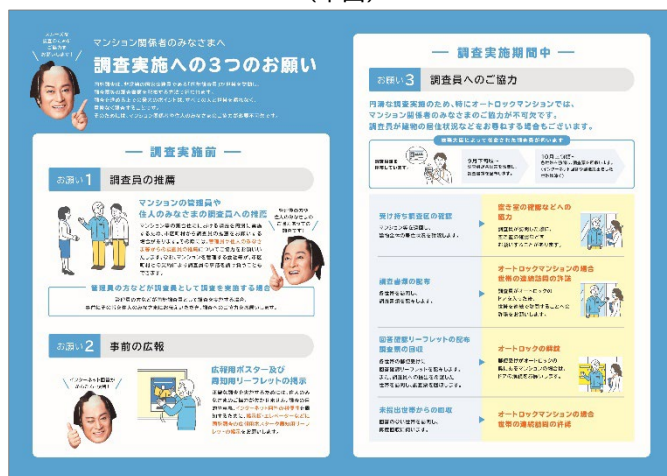
■カラー

※現物送付（データ：PDF, JPEG, EPS）

（表1、表4）



（中面）



■モノクロ

※データのみ（PDF, JPEG, EPS）

（表1、表4）



（中面）



令和7年国勢調査 提供素材一覧

⑪ 国勢調査2025キャンペーンサイトバナー

※データのみ（JPEG）

※デザインイメージのため、一部大きさが異なるバナーもあります。

■調査周知用（広報キャラクターあり）_640×360



■調査周知用（広報キャラクターあり）_280×100



■調査周知用（広報キャラクターあり）_320×50



■調査周知用（広報キャラクターあり）_1080×1080
（同一デザインのサイズ違い（1040×1040、800×800）も用意）



■調査周知用（広報キャラクターあり）_800×418



■調査周知用（広報キャラクターあり）_300×250



令和7年国勢調査 提供素材一覧

⑪ 国勢調査2025キャンペーンサイトバナー

※データのみ（JPEG）

※デザインイメージのため、一部大きさが異なるバナーもあります。

■調査周知用（広報キャラクターなし）_640×360



■調査周知用（広報キャラクターなし）_300×250



■調査周知用（広報キャラクターなし）_280×100



■調査周知用（広報キャラクターなし）_1080×1080
（同一デザインのサイズ違い（1040×1040、800×800）も用意）



■調査周知用（広報キャラクターなし）_320×50



■調査周知用（広報キャラクターなし）_800×418



令和7年国勢調査 提供素材一覧

⑪ 国勢調査2025キャンペーンサイトバナー

※データのみ（JPEG）

※デザインイメージのため、一部大きさが異なるバナーもあります。

■調査員募集用（広報キャラクターあり）_640×360



■調査員募集用（広報キャラクターあり）_300×250



■調査員募集用（広報キャラクターあり）_280×100



■調査員募集用（広報キャラクターあり）_1080×1080
(同一デザインのサイズ違い (1040×1040、800×800) も用意)



■調査員募集用（広報キャラクターあり）_320×50



■調査員募集用（広報キャラクターあり）_800×418



令和7年国勢調査 提供素材一覧

⑪ 国勢調査2025キャンペーンサイトバナー

※データのみ（JPEG）

※デザインイメージのため、一部大きさが異なるバナーもあります。

■調査員募集用（広報キャラクターなし）_640×360



■調査員募集用（広報キャラクターなし）_280×100



■調査員募集用（広報キャラクターなし）_320×50



■調査員募集用（広報キャラクターなし）_300×250



■調査員募集用（広報キャラクターなし）_1080×1080
(同一デザインのサイズ違い(1040×1040、800×800)も用意)



■調査員募集用（広報キャラクターなし）_800×418



令和7年国勢調査 提供素材一覧

⑫ 国勢調査2025キャンペーンサイト用QRコード

※データのみ（JPEG, EPS）



⑬ 調査啓発用ポスター（外国語版）

■A3判/A4判

※データのみ（PDF, JPEG, EPS）

※デザインイメージは英語版。

その他にも中国語（簡体字・繁体字）、
韓国語、ベトナム語、ポルトガル語、
スペイン語に対応。



令和 7 年国勢調査 提供素材一覧

⑭ 事前周知用リーフレット（外国語版）

※データのみ（PDF, JPEG, EPS）

※デザインイメージは英語版。その他にも中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語に対応。

（表）

The 2025 Census is coming!

Simple and Easy by Responding Online!

Census date
October 1, 2025

The census is the most important statistical survey for everyone living in Japan, regardless of nationality or age!

Quinquennial population count for everyone

国勢調査2025

Campaign site for the 2025 Census <https://www.kokusei2025.go.jp/> 検索

Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications; Prefectures and Municipalities

（裏）

The next census will be held on October 1, 2025.

The population census is essential for building the future of Japan. Everyone living in Japan needs to complete the census questionnaire form fully and accurately in order for the national and local governments to conduct fair and efficient administration based on accurate counts. Thank you in advance for your cooperation for the 2025 Census.

What is the census?

- The census is the most important statistical survey conducted every five years.
- It covers all persons and households (including non-Japanese) living in Japan.

What are the census data used for?

The census data is used as a basis for various administrative measures. The census data forms the legal population serving as a basis of Japan's population, e.g., drawing boundaries of electoral districts, calculating the tax allocated to local governments. Other census data, such as population by gender/age group, daytime population, household composition (households with elderly persons, etc.), and population by industry, are used as basic data for various kinds of measures by the national and local governments, including social welfare, employment, environmental improvement, and disaster recovery. The census data is also widely used by the private sector in various areas.

How to respond

Respond online, or complete the questionnaire form and mail it back or hand it to a census taker.

※ We encourage you to respond online.

You can respond online anytime!

Campaign site for the 2025 Census <https://www.kokusei2025.go.jp/> 国勢調査2025 検索

令和7年国勢調査 提供素材一覧

⑮ サポーター企業・団体用リーフレット

■カラー

※現物送付（データ：PDF, JPEG, EPS）

（表1、表4）



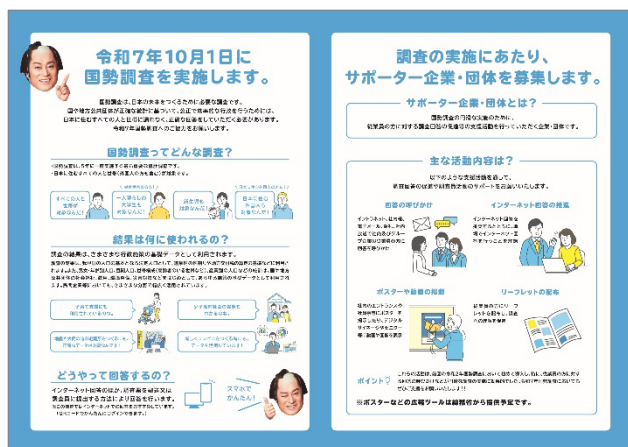
■モノクロ

※データのみ（PDF, JPEG, EPS）

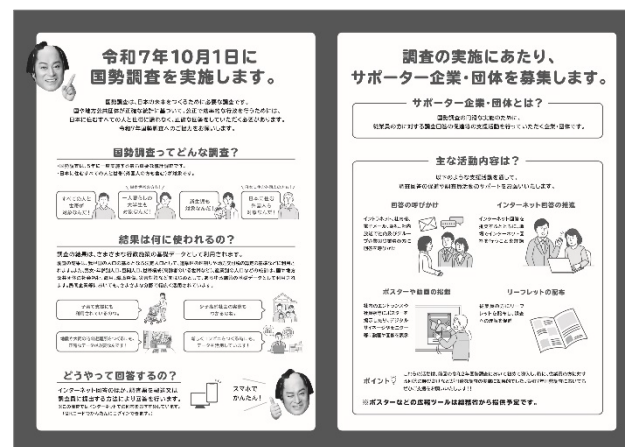
（表1、表4）



（中面）



（中面）



令和7年国勢調査 提供素材一覧

⑬ 広告用版下素材（令和6年度版）

※データのみ（PDF, JPEG, EPS）

※デザインイメージのため、一部大きさが異なります。

■ 調査啓発用（カラー）_全5段A



■ 調査啓発用（カラー）_全5段B



■ 調査啓発用（カラー）_半5段



■ 調査啓発用（カラー）_全2段



■ 調査啓発用（カラー）_半2段



■ 調査啓発用（カラー）_半1段



■ 調査啓発用（カラー）_半2段1/4



令和7年国勢調査 提供素材一覧

⑬ 広告用版下素材（令和6年度版）

※データのみ（PDF, JPEG, EPS）

※デザインイメージのため、一部大きさが異なります。

■ 調査啓発用（モノクロ）_全5段A



■ 調査啓発用（モノクロ）_全5段B



■ 調査啓発用（モノクロ）_半5段



■ 調査啓発用（モノクロ）_全2段



■ 調査啓発用（モノクロ）_半2段



■ 調査啓発用（モノクロ）_半1段



■ 調査啓発用（モノクロ）_半2段1/4



令和7年国勢調査 提供素材一覧

⑯ 広告用版下素材（令和6年度版）

※データのみ（PDF, JPEG, EPS）

※デザインイメージのため、一部大きさが異なります。

■調査員募集用（カラー）_全5段A



■調査員募集用（カラー）_全5段B



■調査員募集用（カラー）_半5段



■調査員募集用（カラー）_全2段



■調査員募集用（カラー）_半2段



■調査員募集用（カラー）_半1段



■調査員募集用（カラー）_半2段1/4



令和7年国勢調査 提供素材一覧

⑯ 広告用版下素材（令和6年度版）

※データのみ（PDF, JPEG, EPS）

※デザインイメージのため、一部大きさが異なります。

■調査員募集用（モノクロ）_全5段A



■調査員募集用（モノクロ）_全5段B



■調査員募集用（モノクロ）_半5段



■調査員募集用（モノクロ）_全2段



■調査員募集用（モノクロ）_半2段



■調査員募集用（モノクロ）_半1段



■調査員募集用（モノクロ）_半2段1/4



令和7年国勢調査 提供素材一覧

⑰ インターネット広告用バナー（調査員募集用）

※データのみ（JPEG）

※デザインイメージのため、一部大きさが異なります。

■インターネット広告用バナー
（調査員募集用）_若年層_600×600
（同一デザインのサイズ違い
（1080×1080）も用意）



■インターネット広告用バナー
（調査員募集用）_高齢層_600×600
（同一デザインのサイズ違い
（1080×1080）も用意）



■インターネット広告用バナー
（調査員募集用）_主婦層_600×600
（同一デザインのサイズ違い
（1080×1080）も用意）



■インターネット広告用バナー
（調査員募集用）_若年層_300×250
（同一デザインのサイズ違い
（336×280）も用意）



■インターネット広告用バナー
（調査員募集用）_高齢層_300×250
（同一デザインのサイズ違い
（336×280）も用意）



■インターネット広告用バナー
（調査員募集用）_主婦層_300×250
（同一デザインのサイズ違い
（336×280）も用意）



令和 6 年 8 月 20 日
(令和 7 年 1 月 27 日更新)

令和 7 年国勢調査 広報制作物の転用ガイドライン

本ガイドラインにおける「転用」とは、総務省統計局（以下「統計局」という。）が令和 7 年国勢調査の広報総合企画で作製した制作物を、そのまま利用して、あるいはその内容を一部変更して、地方公共団体が実施する広報に使用することを示す。

1 転用目的

令和 7 年国勢調査の広報として使用すること。

2 対象制作物

- (1) 調査名ロゴデザイン
- (2) 調査名ロゴデザイン（調査年あり）
- (3) 国勢調査ロゴ
- (4) 国勢調査ロゴ（サポーター企業・団体用）
- (5) 調査員募集用ポスター
- (6) 調査員募集用リーフレット
- (7) 調査啓発用ポスター
- (8) 事前周知用リーフレット
- (9) 各種業界団体等用パンフレット
- (10) マンション関係者用パンフレット
- (11) 国勢調査2025キャンペーンサイトバナー
- (12) 国勢調査2025キャンペーンサイト用QRコード
- (13) 調査啓発用ポスター（外国語版）
- (14) 事前周知用リーフレット（外国語版）
- (15) サポーター企業・団体用リーフレット
- (16) 広告用版下素材（令和 6 年度版）
- (17) 調査員募集用動画
- (18) 調査実施周知用動画
- (19) インターネット広告用バナー（調査員募集用）

3 転用範囲

- (1) 広報キャラクター（松平健さん）及び調査員モデルを起用した制作物については、別紙 1 の範囲において転用を認めるものとする。

ただし、広報キャラクター（松平健さん）及び調査員モデルを起用していない制作物に関しては別紙 1 に限らず転用を可能とする。

- (2) 別紙1に定めのない媒体において転用を行おうとする場合には、別記様式1により、事前に必ず令和7年国勢調査広報事務局（以下「事務局」という）に確認を行うこと。
- (3) 転用禁止範囲については、予測の範囲内で全てを記載することが不可能であり、列記することはできないが、広報キャラクター（松平健さん）及び調査員モデルを起用した制作物については、落ちるもの、倒れるもの、踏まれるもの（フロア広告など）や、ノベルティ（サンプリンググッズ等）への転用は不可とする。
- (4) 上記2(11)及び(19)は「国勢調査2025キャンペーンサイト」以外へのリンク先を設定することは禁止とする。
- (5) 各地方公共団体におけるSNSにおいて、広報キャラクター（松平健さん）及び調査員モデルの発言やコメントを想起させる内容の投稿は禁止とする。
- (6) 広報素材を国勢調査の広報に関係しない第三者に譲渡すること、ダウンロードツールとしてオープンデータ活用すること（例：地方公共団体のホームページから直接ダウンロード可能にすること等）は、広報素材に付随する諸権利の保護の観点から原則禁止とする。ただし、国勢調査の周知拡散に寄与すると認められる場合は転用可能となるケースもあるため、事前に確認を行うこと。

4 使用期間

- (1) 広報素材は提供を受けた日から令和7年10月31日まで
- (2) 使用期間を厳守し、期間終了後は速やかに破棄・撤去・削除すること

5 転用方法

- (1) 広報素材の転用を行う場合は、「国勢調査業務ポータルサイト」に掲載された版下等を必要に応じてダウンロードすること。
なお、ダウンロードした版下等を使用して各地方公共団体や地方公共団体が外部の事業者へ委託すること等により、対象制作物を増刷することも可能とする。
- (2) 広報素材の内容を変更せずに別紙1に記載の範囲で転用する場合及び広報キャラクター（松平健さん）及び調査員モデルを起用していない制作物の転用は、調査期間終了後に、別記様式2において報告すること。
なお、報告期限や報告先については、別途連絡する。
- (3) 別紙1に記載の範囲外で転用する場合や、広報素材の内容変更を行う場合は、随時、都道府県から事務局へ別記様式1により事前確認を行うこと。
- (4) 上記2(12)の転用を行う場合は、「国勢調査2025キャンペーンサイト」のURL（<https://www.kokusei2025.go.jp/>）を必ず併記した上で掲載すること。

6 制作物の内容変更について

転用を行うに当たり、地方公共団体において、制作物の内容を変更する場合は、以下の範囲内で可能なものとする。

- (1) 広報キャラクター（松平健さん）及び調査員モデルが撮影されている部分については、一切、手を加えないこと。トリミング等、写真の一部を切り抜いての使用も不可とする。

(2) 制作物の版下の規格の変更を行う場合は、提供版下の拡大・縮小により、変更を行うこと。その際、版下の縦横比については一切の変更を不可とする。

ただし、上記 2 (11) の版下の規格の変更を行う場合は、提供版下の縦横比を変更しない縮小により変更を行うこと。

(3) 制作物に記載している文章について、修正・削除・追加を行うことは、クレジットの変更など以下の場合を除き不可とする。

- ・現在掲載されている「総務省統計局・都道府県・市区町村」のクレジットについて、「都道府県」を「〇〇県」等、市区町村を「〇〇市」等と置き換える変更については差し支えない。なお、クレジットを変更する場合であっても、「総務省統計局」は必ず記載すること。

- ※ クレジットの変更については、事務局でも対応可能なため、希望する場合は、事務局へ連絡すること。

- ・各地方公共団体において、「掲出期間」、「掲出部局」、「掲出番号」等の掲出に必要な情報を記載することも差し支えないが、記載に必要なスペースの確保については、余白を活用することとし、余白がない場合においては、広報キャラクター（松平健さん）及び調査員モデルが撮影されていない部分の位置を修正することにより対応する。

- ・広報キャラクター（松平健さん）及び調査員モデル部分以外のイラスト等をトリミングし、地方公共団体が行う国勢調査の広報に活用することは差し支えない。

(4) 動画素材は、提供した素材をそのまま転用することを基本とするが、秒数の調整などのため変更が必要な場合は、必ず都道府県から事務局へ別記様式 1 により事前確認を行うこと。

なお、動画素材において、以下の変更は不可とする。

- ・規定以外の字幕やキャプションを付け加える、規定のBGMを変更する、吹き替えを行うことは禁止する。

- ・無断で映像尺を短縮することや、映像の一部をトリミングすることを禁止する

(5) 上記 2 (19) は、提供した素材をそのまま転用することを基本とするが、文言の変更を行う場合などは、必ず、都道府県から事務局へ別記様式 1 により事前確認を行うこと。

7 制作物のリサイズ希望の受付について

(1) 制作物の内容の変更については、上記 6 の範囲内において、地方公共団体においても、変更することが可能であるが、広報キャラクター（松平健さん）及び調査員モデルの写真部分に影響するような特殊サイズ・新規サイズの作成、大幅な変更、縦横比の変更等のリサイズは所属事務所の確認が必要となるため別記様式 1 により事務局へ事前確認を行い、その後、事務局に変更を依頼する場合は、地方公共団体と事務局との契約により、制作物の変更を行う。

なお、各地方公共団体が、外部の事業者に委託すること等により制作物の変更を行うことも可能とする。

(2) 事務局へ変更依頼を行う場合の転用に要する実費については、別紙 2 のとおりである。また、転用に当たっての実費は、転用を行う地方公共団体が負担すること。

8 動画素材の複製（ファイル変換）について

- (1) 動画素材の複製フォーマット、複製にかかる費用は別紙2のとおりであり、複製に当たっての費用は、地方公共団体が負担すること。

9 転用に係る確認

事前確認が必要となる転用又は内容の変更が必要な提案を行う場合は、香川県統計調査課人口社会統計グループまで相談を行うこと。

10 その他

- (1) 地方公共団体が広報業務を委託する事業者についても、本ガイドラインに基づいた転用を行うこと。
- (2) 本広報における制作物の一部（広報キャラクター（松平健さん）及び調査員モデル部分）については、第三者が著作権、肖像権を保有しているため、本ガイドラインに示す転用手順を遵守し、権利の侵害に触れる利用を行わないこと。

令和7年国勢調査の広報総合企画で作製した制作物の転用例

令和7年1月27日現在

対象制作物	転用が可能な例
調査名ロゴデザイン 調査名ロゴデザイン（調査年あり） 国勢調査ロゴ 国勢調査ロゴ（サポーター企業・団体用） 調査員募集用ポスター 調査員募集用リーフレット 調査啓発用ポスター 事前周知用リーフレット マンション関係者用パンフレット 各種業界団体等用パンフレット 国勢調査2025キャンペーンサイト用QRコード 調査啓発用ポスター（外国語版） 事前周知用リーフレット（外国語版） サポーター企業・団体用リーフレット 広告用版下素材	・ 地方公共団体・関係機関の庁舎内での掲示・配布 ・ 公民館、図書館等の公共施設（掲示板含む。）での掲示・配布 ・ 税務署等、国の官署での掲示・配布 ・ 病院、社会福祉施設等での掲示・配布 ・ スーパー、ファミレス、デパート、コンビニ、旅館、ホテル、ネットカフェ、農協、金融機関、郵便局等での掲示・配布 ・ マンション等集合住宅での掲示・配布 ・ 自治会、町内会、集合住宅の管理組合や地域住民等に対する掲示・配布 ・ JR、地下鉄、市電、バス等公共交通機関の駅・車内での掲示・配布 ・ 協力企業・団体内における掲示・配布 ・ 企業・事業所内での掲示・配布 ・ 地方公共団体、協力企業・団体のホームページ（国勢調査2025キャンペーンサイトへのリンク）への掲載 ・ SNSへの掲載 ・ 新聞紙面への掲載 ・ 新聞への折り込みチラシ ・ 地方公共団体が発行する広報紙（誌）、定期刊行物への掲載 ・ 地域情報紙への掲載 ・ 協力企業・団体が発行する新聞、機関誌、メルマガへの掲載 ・ 公共交通機関、運輸会社宅配便、タクシー等のフロントマスク、ボディ広告、ステッカー等の貼付 ・ 広報車、公用バス、公用車、清掃車のステッカー等の貼付 ・ 懸垂幕・横断幕 ・ デジタルサイネージでの表示
国勢調査2025キャンペーンサイトバナー	・ インターネット広告（国勢調査2025キャンペーンサイトへのリンク） ・ 地方公共団体、協力企業・団体のホームページ（国勢調査2025キャンペーンサイトへのリンク）への掲載 ・ SNSへの掲載 ・ 新聞紙面への掲載 ・ 地方公共団体が発行する広報紙（誌）、定期刊行物への掲載 ・ 地域情報紙への掲載 ・ 協力企業・団体が発行する新聞、機関誌、メルマガへの掲載

対象制作物	転用が可能な例
調査員募集用動画 調査実施周知用動画	・ テレビ・ケーブルテレビでの放映 ・ デジタルサイネージでの放映 ・ 地方公共団体・関係機関の庁舎内の待合室等での放映 ・ 公民館、図書館等の公共施設の待合室等での放映 ・ 地方公共団体・関係機関の庁舎内の待合室等での放映 ・ 公共交通機関の社内、駅内の動画広告 ・ 野球、サッカー場等の競技場大型ビジョンでの放映 ・ SNSへの掲載 ・ 地方公共団体、協力企業・団体のホームページ（国勢調査2025キャンペーンサイト又は動画掲載サイトへのリンク）への掲載
インターネット広告用バナー（調査員募集用）	・ インターネット広告（国勢調査2025キャンペーンサイトへのリンク） ・ 地方公共団体、協力企業・団体のホームページ（国勢調査2025キャンペーンサイトへのリンク）への掲載 ・ SNSへの掲載

令和 7 年国勢調査 広報素材リサイズ等概算費用一覧

令和 7 年 1 月 27 日現在

■グラフィック関連

品名	適用	単価	納品目処	備考
データ作成費	クレジット差替え対応	¥0	依頼から 5 営業日	-
	グラフィックデータ改変	¥75,000～	依頼から 5 営業日	変更内容により変動あり

■動画関連

品名	適用	単価	納品目処	備考
複製費	DVD	¥6500～	依頼から 5 営業日	変更内容により変動あり
	HDカム	¥65,000～	依頼から 5 営業日	変更内容により変動あり
	35ミリフィルム他※	要相談		
	XDカム	¥75,000～	依頼から 5 営業日	変更内容により変動あり
データ作成費	クレジット差替え対応	¥200,000～	依頼から 5 営業日	変更内容により変動あり

※ 納品は電子データにて送付させていただきます。

- 費用は概算であるため、変更内容や件（本）数等により単価が異なる場合があります。
- 特殊な素材等を用いる場合は、別途相談ください。
- 素材複製費用については、転用を希望する地方公共団体の負担となります。

統計局イメージキャラクターの使用基準及び外部使用に関する規程

令和元年 11 月 11 日

統計局長決定

(一部改正) 令和 5 年 4 月 4 日

総務省統計局では、総務省統計局ブランド戦略方針（平成 31 年 3 月 26 日）に基づき、「センサスくん」及び「みらいちゃん」を統計局イメージキャラクターとし、統計局の広報や統計局が実施する統計調査（以下「統計調査」という。）の普及・啓発のためのキャラクターとして活用している。

今後、更なる活用を推進するため、統計局イメージキャラクターの使用基準及び外部使用に関する規程を定める。

(趣旨)

第 1 条 本規程は、統計局イメージキャラクターの「センサスくん」及び「みらいちゃん」（以下「統計局イメージキャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(統計局イメージキャラクターのデザイン)

第 2 条 統計局イメージキャラクターのデザインは、別紙に掲げるとおりとする。

(統計局イメージキャラクターを使用できる者)

第 3 条 統計局イメージキャラクターは、統計局のほか、次に掲げる者が、統計局の広報又は統計調査の普及・啓発を目的とする自らの業務のために使用することができる。

- 一 統計研究研修所
- 二 独立行政法人統計センター
- 三 地方公共団体
- 四 その他統計局長が特に認めた者

2 前項以外の者は、次に掲げる場合に限り、統計局イメージキャラクターを使用することができる。

- 一 前項に掲げる者からの委託を受けて実施する事業等において製作する資料や物品等に表示する場合
- 二 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合

3 統計局、第 1 項各号に掲げる者及び前項各号に掲げる場合に使用する者（以下「使用者」という。）は、統計局イメージキャラクターを無償で使用するすることができる。

(申請)

第4条 前条第1項第4号に掲げる者が統計局イメージキャラクターを使用しようとする場合は、原則として、使用を開始する日の1か月以上前までに、統計局イメージキャラクター使用申請書（別記様式第1号）に必要書類を添えて統計局長へ提出しなければならない。

2 統計局長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、統計局イメージキャラクター使用承認通知書（別記様式第2号）を交付するものとする。

（使用の管理等）

第5条 統計局長は、使用者に対し、統計局イメージキャラクターの使用状況について報告を求め、又は統計局イメージキャラクターを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。

（統計局イメージキャラクター使用に当たっての禁止事項）

第6条 統計局イメージキャラクターの使用に当たり、以下に掲げる事項を禁止する。

- 一 統計局の広報又は統計調査の普及・啓発以外の目的に使用すること。
 - 二 変形並びに縦横比率及び色の改変をして使用すること。ただし、縦横比率を固定し、大きさを変更して使用することはできる。
 - 三 法令や公序良俗に反すると認められる方法で使用すること。
 - 四 前各号に掲げるもののほか、統計局の広報、統計調査の普及・啓発の目的に反し、又は品位が損なわれるおそれがあると認められるような方法で使用すること。
- 2 使用者が前項の規定に違反した場合、又は違反している疑いがある場合、統計局長は、使用者に対し是正の指示を行うことができる。
- 3 使用者が前条に規定する求め又は前項に規定する指示に応じない場合、統計局長は、使用者に対し、統計局イメージキャラクターの使用を認めないものとする。

（統計局イメージキャラクターに関する権利）

第7条 統計局イメージキャラクターに関する著作権（財産権）は、総務省に帰属する。

（苦情等の処理）

第8条 使用者は、統計局イメージキャラクターを使用した活動等に関する苦情等が発生した場合、自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとし、統計局は、使用者に生じる一切の損害について責任を負わないものとする。

（事務の処理）

第9条 この規程に関する事務は、統計情報利用推進課が行う。

(その他)

第 10 条 使用基準の解釈その他の疑義の処理等は、統計情報利用推進課が行う。

附 則

本規程は、令和元年 11 月 11 日から施行する。

附 則

本規程は、令和 5 年 4 月 4 日から施行する。

統計局イメージキャラクター使用申請書

令和 年 月 日

総務省統計局長 殿

＜申込者＞
住所（所在地）
氏名（所属組織の名称及び代表者氏名）

統計局イメージキャラクターを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 使用対象物品 又はサービス	
2 使用目的	
3 使用方法	※HPに使用する場合は、URLを記載
4 製造個数	
5 使用期間	
6 連絡先	※担当者名・電話番号
7 その他	

- ＜添付書類＞
- 1 企画書（レイアウト、設計図等、使用方法が分かるもの）
 - 2 申込者の概要が分かる書面
 - 3 その他

令和 年 月 日

統計局イメージキャラクター使用承認通知書

殿

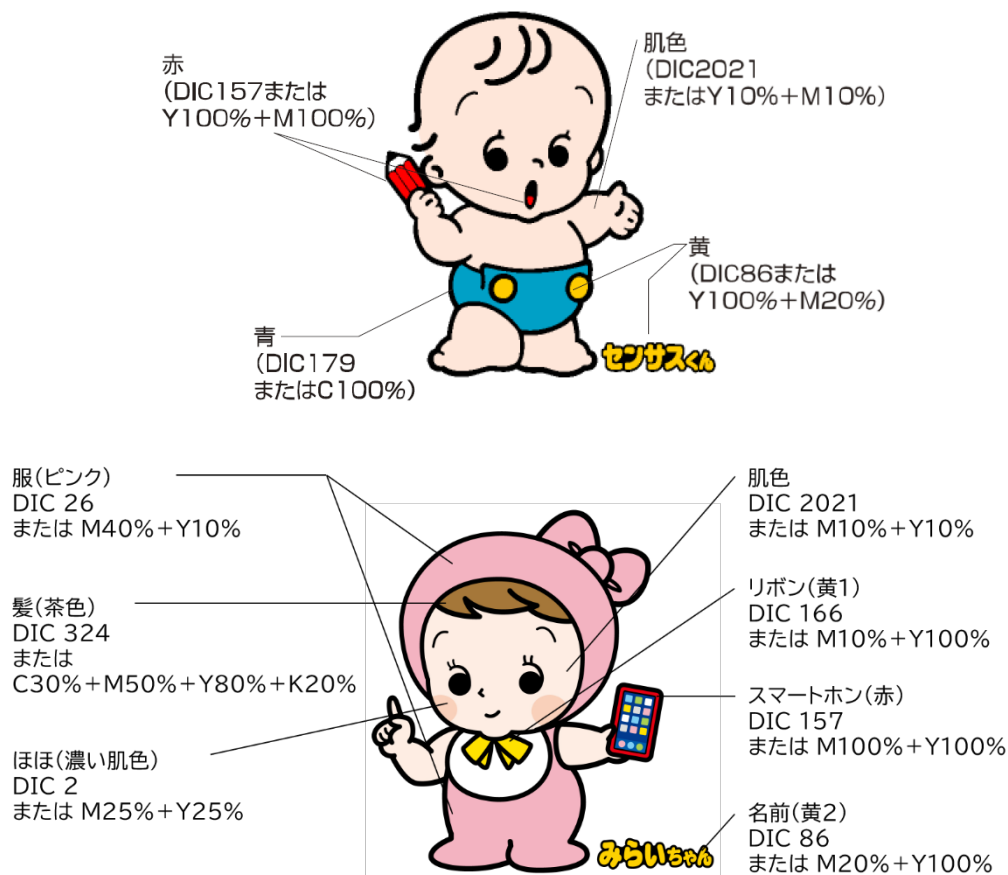
総務省統計局長

統計局イメージキャラクターの使用について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった標記については、統計局イメージキャラクターの使用基準及び外部使用に関する規程（令和元年11月11日統計局長決定。以下「規程」という。）に基づき承認したので通知します。ただし、承認後において、使用者が規程に違反する等の事実が判明した場合は、使用承認を取り消すことがありますので御承知おきください。

統計局イメージキャラクター「センサスくん」及び「みらいちゃん」のデザイン（全 24 パターン）

No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6
					
No.7	No.8	No.9	No.10	No.11	No.12
					
No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6
					
No.7	No.8	No.9	No.10	No.11	No.12
					



※「センサスくん」及び「みらいちゃん」の輪郭はスミとする。

注意事項

- 1 統計局イメージキャラクターを静止画として使用する場合、「センサスくん」は12パターン、「みらいちゃん」は12パターンの全24パターンのいずれかを使用すること。
- 2 統計局イメージキャラクターを動画として使用する場合、全24パターンのいずれかを使用し、動作として手を上下させる及び口を動かす動きを加えることは可能。
- 3 動画の中で、統計局イメージキャラクターを静止画として使用する場合も、全24パターンのいずれかを使用すること。
- 4 統計局イメージキャラクターの動画のキャプチャーにより、新たなデザインの静止画を作成して使用することは不可。
- 5 めいぐるみ、着ぐるみなどの立体物は、「センサスくん」及び「みらいちゃん」の名前の部分のロゴを使用しなくてもよい。
- 6 静止画、動画を問わず、次に示す「使用禁止例」を参考に、禁止する変形や改変をせずに使用すること。

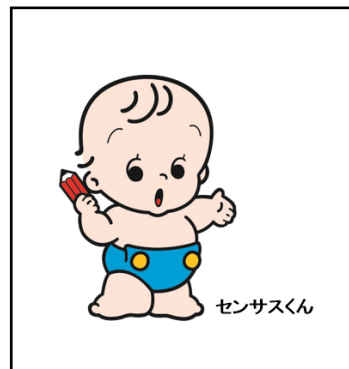
使用禁止例



既定色以外の色彩を使用すること。



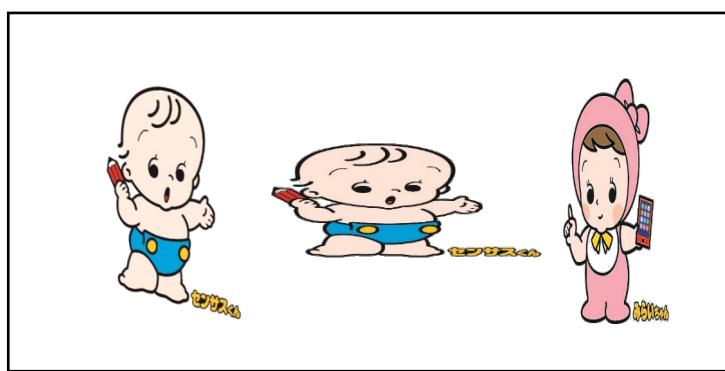
背景に視認性を損なう色・模様を使用すること。



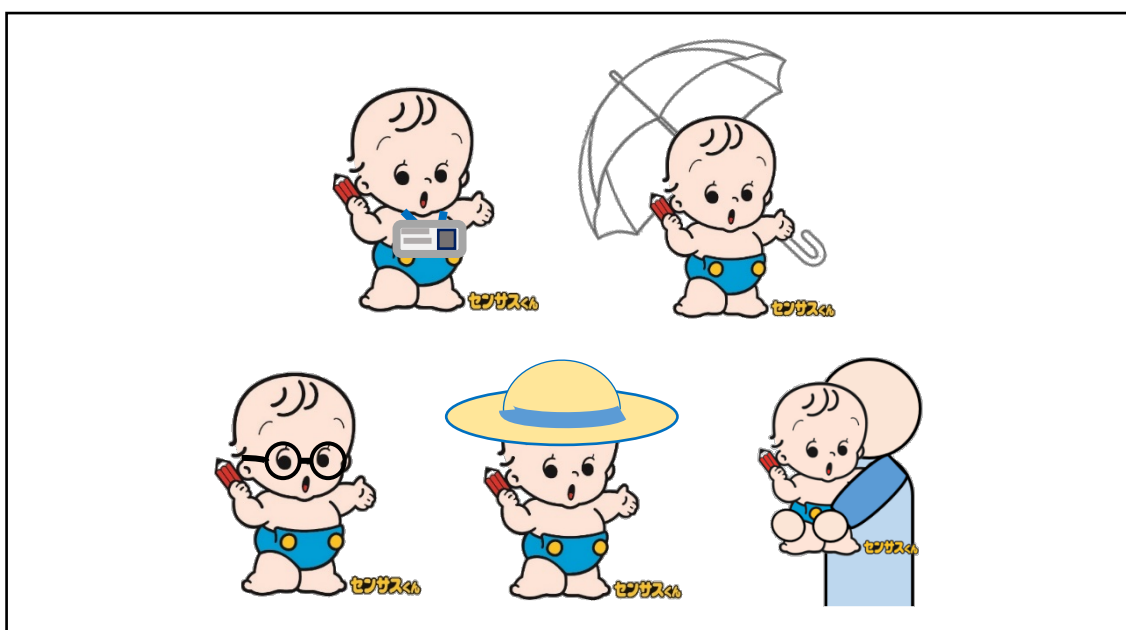
ロゴタイプ（オリジナル書体）以外の書体を使用すること。



構成要素の大きさや位置を変え組み合わせて使用すること。



変形（平体、長体、斜体や回転、反転）すること。



人物・物と重ねること。

○統計局イメージデザインの外部使用に関する規程

平成26年 2 月 27 日

統 計 局 長 決 定

最終改正 令和元年 7 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、統計局の外部における統計局イメージデザイン（以下「イメージデザイン」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程においてイメージデザインとは、別紙のデザインをいう。

(使用の申請)

第 3 条 イメージデザインを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、原則として、利用開始日の 1 か月以上前までに、統計局イメージデザイン使用申請書（別記様式第 1 号）に必要書類を添えて統計局長（以下「局長」という。）へ提出し、使用の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する機関に所属する者が使用するとき、前項に規定する局長の承認を要しない。

- 一 統計研究研修所
- 二 独立行政法人統計センター
- 三 地方公共団体
- 四 その他局長が特に認めた者

(使用の承認)

第 4 条 局長は、前条第 1 項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、統計局が所管する統計の普及・啓発に寄与するものと認められたときは承認することとし、統計局イメージデザイン使用承認通知書（別記様式第 2 号）により、使用申請者に通知するものとする。

2 局長は、前項の規定により承認する場合において、条件を付することができる。

3 前条第 1 項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、局長は これを承認しないこととし、統計局イメージデザイン使用不承認通知書（別記様式第 3 号）により、使用申請者に通知するものとする。

- 一 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- 二 統計局の信用又は品位を害するおそれがある場合

三 特定の個人、団体を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれがある場合

四 その他承認することが不相当と認められる場合

(利用料)

第5条 イメージデザインを使用する際の利用料については、無料とする。

(使用期間)

第6条 イメージデザインの使用期間は、原則として1年以内とする。

2 第4条第1項の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項に規定する使用期間終了後も引き続きイメージデザインを使用する場合は、改めて第3条第1項の規定による申請を行い、局長の承認を受けなければならない。

3 使用者は、前各項の規定にかかわらず、使用期間終了後、イメージデザインを付した物品等の在庫が残っているときは、当初の承認内容を変更しない限りにおいて、改めて変更の申請を要せず、在庫がなくなるまで引き続き使用できるものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 承認された目的のみに使用すること。

二 当該使用に係る物品等の完成品を速やかに局長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と局長が認めるものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

三 使用者は、イメージデザインを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(承認内容の変更)

第8条 使用者が使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ、統計局イメージデザイン使用変更申請書（別記様式第4号）を局長へ提出し、その承認を受けなければならない。

2 局長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、変更を承認するときは、統計局イメージデザイン使用変更承認通知書（別記様式第5号）により、使用者に通知し、承認しないときは統計局イメージデザイン使用変更不承認通知書（別記様式第6号）により、通知するものとする。

(承認の取消し等)

第9条 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用承認を取り消し、使用者に対し、使用物品等の回収等の措置を請求することができる。

一 使用者がこの規程に違反した場合

二 使用者が第4条第2項の規定による使用承認に付した条件に違反した場合
三 第4条第3項各号のいずれかに該当することとなった場合

四 その他イメージデザインの使用継続が不適當であると局長が認めた場合

2 使用者は、使用承認が取り消された場合、使用承認取消の日から使用することができないものとする。

3 局長は、第1項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

4 局長は、使用者にイメージデザインの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(損失補償等の責任)

第10条 統計局は、イメージデザインの使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わないものとする。

(事務の処理)

第11条 この規程に関する事務は、統計局統計情報利用推進課が行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、イメージデザインの使用に関し必要な事項は、局長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

統計局イメージデザイン使用申請書

令和 年 月 日

総務省統計局長 あて

＜申込者＞
住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名） 印

統計局イメージデザインを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 使用対象物品 又はサービス	
2 使用目的	
3 使用方法	※種類・名称・規格等
4 製造個数	
5 使用期間	
6 連絡先	※担当者名・電話番号
7 その他	

- ＜添付書類＞
- 1 企画書（レイアウト、設計図等、使用方法が分かるもの
 - 2 申込者の概要が分かる書面
 - 3 その他

次の1 (1)から(4)までのいずれかに該当すると認められた場合又は次の2 (1)から(3)までの遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

- 1 (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合。
 (2) 統計局の信用又は品位を害するおそれがある場合。
 (3) 特定の個人、団体を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれがある場合。
 (4) その他承認することが不相当と認められる場合。
- 2 (1) 承認された目的のみに使用すること。
 (2) 当該使用に係る物品等の完成品を速やかに局長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と局長が認めるものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
 (3) 使用者は、イメージデザインを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

氏名（名称及び代表者名） 印

別記様式第2号（第4条関係）

総統 第 号
令和 年 月 日

統計局イメージデザイン使用承認通知書

殿

総務省統計局長 印

統計局イメージデザインの使用について（通知）
（対：令和 年 月 日付け 第 号）

標記については、統計局イメージデザインの使用に関する規程（令和 年 月 日局長決定）に基づき承認したので通知します。ただし、承認後において、使用者が同規程に違反する等の事実が判明した場合は、使用承認を取り消すことがありますので御承知おきください。

別記様式第3号（第4条関係）

総統 第 号
令和 年 月 日

統計局イメージデザイン使用不承認通知書

殿

総務省統計局長 印

統計局イメージデザインの使用について（通知）
（対：令和 年 月 日付け 第 号）

標記については、統計局イメージデザインの使用に関する規程（令和 年 月 日局長決定）に基づき審査した結果、下記の理由により、承認しないこととしたので通知します。

記

統計局イメージデザイン使用変更申請書

令和 年 月 日

総務省統計局長 あて

＜申込者＞
住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名） 印

令和 年 月 日付け総統 第 号で承認を受けた内容について変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 使用対象物 品又はサービス	
2 変更内容	

- ＜添付書類＞
- 1 変更する内容が分かる見本等
 - 2 当初の使用承認通知書の写し（コピー）

別記様式第5号（第8条関係）

総統 第 号
令和 年 月 日

統計局イメージデザイン使用変更承認通知書

殿

総務省統計局長 印

統計局イメージデザインの使用変更について（通知）
（対：令和 年 月 日付け 第 号）

標記については、統計局イメージデザインの使用に関する規程（令和 年 月 日局長決定）に基づき変更を承認したので通知します。ただし、承認後において、使用者が同規程に違反する等の事実が判明した場合は、使用承認を取り消すことがありますので御承知おきください。

別記様式第6号（第8条関係）

総統 第 号
令和 年 月 日

統計局イメージデザイン使用変更不承認通知書

殿

総務省統計局長 印

統計局イメージデザインの使用変更について（通知）

（対：令和 年 月 日付け 第 号）

標記については、統計局イメージデザインの使用に関する規程（令和 年 月 日局長決定）に基づき審査した結果、下記の理由により、変更を承認しないこととしたので通知します。

記

別紙

統計局イメージデザイン

■プロセス4色



■特色1色



■スミ1色



- ・上記の色番、配合割合を使用すること。
- ・業者などに発注する際は、上記の色情報を必ず提供すること。
- ・他の表現、印象及び物を含めた絵を追加しないこと。

統計局イメージデザインの使用基準

平成 25 年 10 月 1 日

統計局長 決定

最終改正 令和 2 年 4 月 1 日

統計局イメージデザイン（以下「イメージデザイン」という。）は、平成 24 年 7 月に商標登録（登録商標第 5 5 0 9 5 9 7 号）されており、現在、統計局所管各調査において、積極的に調査関係書類等に活用されているところである。

今後、統計局における更なる活用を推進するため、イメージデザインの使用基準を次のように定める。

1 目的

政府における中核的な統計機関である統計局の所管する統計調査が、安全・安心でありかつ、提供する統計情報が信頼できるといったブランドイメージを訴求するため、その象徴となるイメージデザインの定着を図ることを目的とする。

2 デザイン等

イメージデザインについては別紙 1 のとおりとし、色は原則として青又は黒とする。ただし、印刷物の色等により、青又は黒を使用することが困難な場合には、青又は黒以外の色を使用できる。その場合は、事前に統計情報利用推進課に報告するものとする。

3 イメージデザインの使用範囲

イメージデザインの使用範囲は、原則として統計局の局名を使用する全ての業務において使用する。

4 イメージデザインの使用方法

イメージデザインの使用に当たっては、原則として、以下に定める使用箇所において総務省統計局のクレジットと共に使用する。その際のイメージデザインと総務省統計局のクレジットの記載方法は、別紙 2 のとおりとする。

なお、クレジットの色は原則として黒とする。ただし、印刷物の色等により、黒を使用することが困難な場合には、黒以外の色を使用できる。その場合は、事前に統計情報利用推進課に報告するものとする。

- （１）調査票を含む各調査で作成している全ての調査関係書類及び調査関係物品（ただし、統計局長名で作成している調査関係書類（依頼状、礼状、感謝状等）についてはこれに含まない。）
- （２）広報用ポスター、リーフレット及びその他の広報用品
- （３）報告書（表紙、背表紙及び奥付）
- （４）上記（１）～（３）に該当しない関係書類等に関し、可能な限り使用する。

※（１）～（３）については、特段の事情により上記による使用が困難な場合には、当該使用方法等の取扱いについて、事前に統計情報利用推進課に報告するものとする。

5 その他

この使用基準の解釈、その他の疑義の処理等は、統計情報利用推進課において行う。

附 則

この使用基準は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この使用基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この使用基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

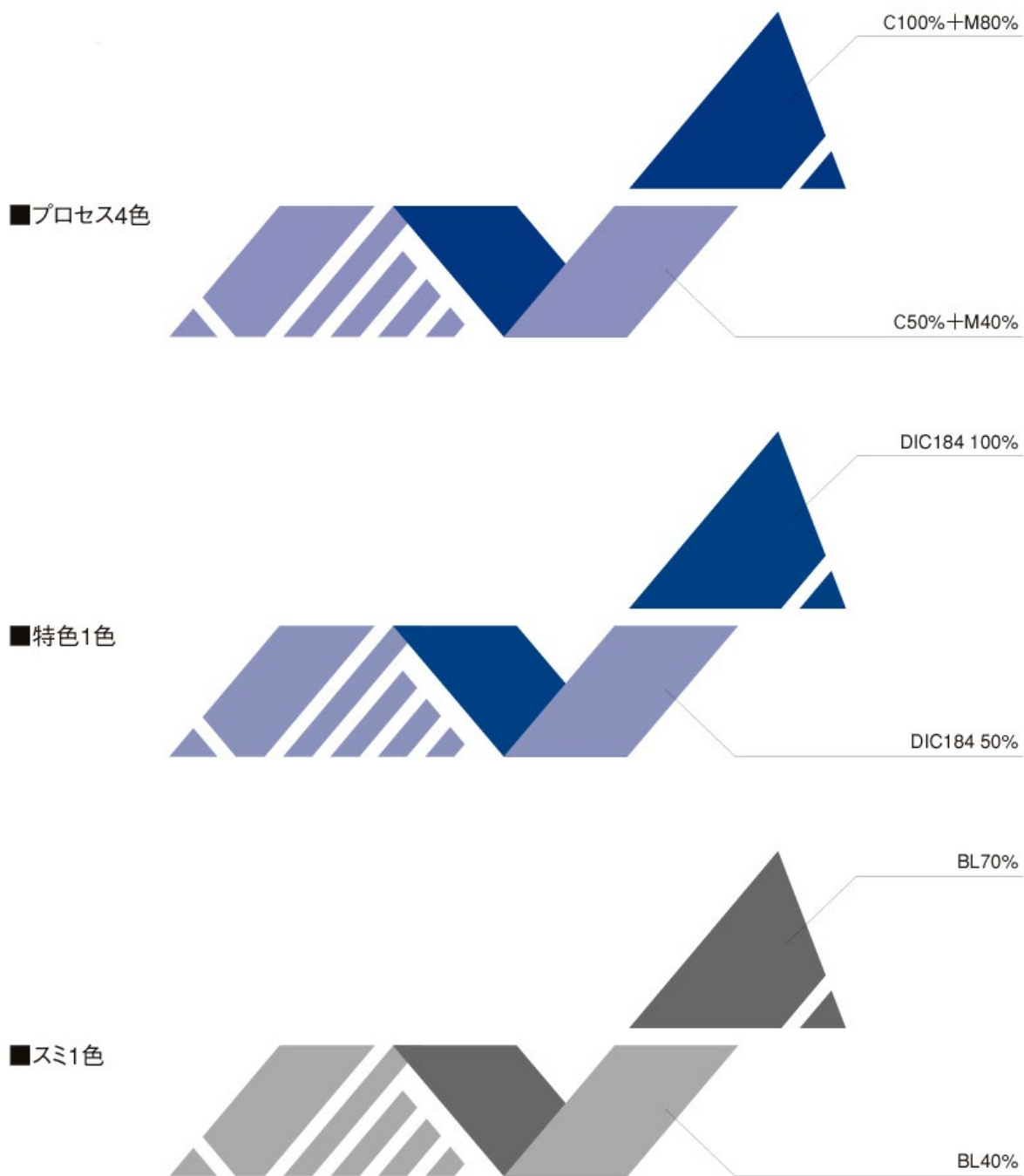
附 則

この使用基準は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この使用基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

イメージデザインの色番、印刷色の配合割合



- ・上記の色を使用すること。
- ・業者などに発注する際は、上記の色情報を必ず提供すること。
- ・他の表現、印象及び物を含めた絵を追加しないこと。

統計局イメージデザインと総務省統計局のクレジット

① 和文縦	 総務省統計局	② 英文縦	 Statistics Japan
③ 和文横	 総務省統計局	④ 英文縦	 Statistics Bureau of Japan
⑤ 英文横	 Statistics Japan	⑥ 英文横	 Statistics Bureau of Japan

※統計局イメージデザインと総務省統計局のクレジットの大きさは変更することができることとする。
 ただし、その場合であっても縦：横の比率及び統計局イメージデザインと総務省統計局のクレジットの
 バランスは変更しない。

地方公共団体における「オンライン回答啓発」の取組について

- 都道府県・市町村においても、国が実施する「オンライン回答啓発事業」とは別に、地方公共団体委託費において措置している「オンライン回答推進経費」を活用し、オンライン回答啓発に係る取組を積極的に推進

【参考】都道府県・市町村における取組事例（一例）

- ・ 調査員等にタブレット端末を携帯させ、世帯訪問時にその場でオンライン回答を支援する仕組み（いわゆる「タブレット調査員」）の実施
- ・ 各種イベント（地域のお祭りなど）の機会をとらえ、回答の呼びかけやオンライン回答体験を実施
- ・ 市町村役場、公民館等の住民が多く集まる場所での回答支援ブースの開設

- 都道府県・市町村におけるオンライン回答啓発に係る取組において、「オンライン回答支援ブース」の開設や「タブレット調査員」の実施を行う場合、その運用方法や用意する端末について諸条件があるため、資料 3 - 2、資料 3 - 3 に沿った対応が必要

4

【参考】地方公共団体において利用可能なツール類

国において、都道府県・市町村におけるオンライン回答啓発に係る取組において利用可能なツール類を準備。内容等は以下の通り。

No.	名称	内容等	提供時期
1	国勢調査 オンライン（電子調査票）	世帯が実際に回答する際に用いる本番環境の電子調査票。 ※ 「オンライン回答支援ブース」及び「タブレット調査員」で利用可能（資料 3 - 2 参照）	令和 7 年 9 月 20 日
2	国勢調査 オンライン（電子調査票体験版）オフライン	本番用の電子調査票と同一内容のオフライン体験版（ネット環境を要しない）。端末に必要なコンテンツ等をインストールして使用する。 ※ イベント等で利用可能（資料 3 - 3 参照）	令和 7 年 5 月上中旬
3	オンライン回答啓発用動画	オンライン回答支援ブースやイベント等で放映することを目的に、オンライン回答の利便性や回答方法を簡易に説明するとともに、回答を呼びかける内容の動画（30 秒程度を予定） ※ データ形式は MP4 の予定	令和 7 年 7 月中
4	国のオンライン回答啓発事業において作成した広報制作物	国において実施するオンライン回答啓発事業において作成する、オンライン回答啓発用ポスター、イベント等で配布するリーフレット類の版下データ	令和 7 年 6 月中

上記に掲げるもののほか、国から都道府県・市町村に送付する各種広報用品（実施周知用ポスター等）も適宜活用可能。

5

令和7年国勢調査 オンライン回答支援ブースの開設等に係る取扱いについて

令和7年2月
国勢統計課オンライン調査係

都道府県・市町村におけるオンライン回答啓発に係る取組として、「オンライン回答支援ブース」の開設や調査員等にタブレット端末を携帯させ、世帯訪問時にその場でオンライン回答を支援する仕組み（以下「タブレット調査員」という。）を実施する場合は、本資料の取扱いに沿って対応いただきますようお願いいたします。

1 「オンライン回答支援ブース」の開設・運用に係る取扱いについて

（1）設置する端末の要件

オンライン回答支援ブースに設置する端末は、地方公共団体で既に所有している端末（公共施設等に設置されたパソコンも含む）又は委託費でレンタルした端末とします。（委託費による端末の購入は不可。）

なお、委託費でレンタルする場合の端末（タブレット端末又はパソコン）の要件は下表のとおりです。

※ QRコードから「国勢調査オンライン（電子調査票）」へのアクセス・ログインが簡単に
行えるため、タブレット端末の使用を推奨。

また、当該端末の使用後、事業者が端末等の返却時又は廃棄時においては、蓄積された電磁的記録を復元できないように抹消してください。（事業者が抹消した旨の証明書を取得すること。）

① 「タブレット端末」の要件

項目	スペック等
画面	9.7型以上であること。
OS	iPadOS16以降 又は Android12以降であること。
無線 LAN	IEEE802.11a/b/g/n/ac に準拠していること。
ブラウザ	iPad の場合は Safari17 以上、Android の場合は Google Chrome123 以上を搭載していること。
ソフトウェア	Android の場合はウイルス対策ソフトを導入すること。 また、QRコードの読取りを可能とするための標準カメラ機能を搭載していること。
カメラ	QRコードの読取りを行うための内蔵カメラを搭載していること。
その他	AC 充電器等を用意すること。

② 「パソコン」の要件

項目	スペック等
形状・画面	指定なし。※ 例 ノート型の 15.6 インチ
OS	Windows11 であること。
CPU	Core i3 以上であること。
メモリ	4GB 以上であること。
HDD・SSD	200GB 以上であること。
無線 LAN	IEEE802.11a/b/g/n/ac に準拠していること。
有線 LAN	10/100/1000BASE-T の LAN ポートを有すること。
ブラウザ	Google Chrome123 以上、Microsoft Edge123 以上又は Firefox124 以上を搭載していること。
マウス	有すること。
ソフトウェア	ウイルス対策ソフトを導入すること。
その他	電源ケーブル等を用意すること。

(2) 端末への初期設定

公共施設等に設置されているパソコンを使用する場合も含め、端末に入力内容が残らないようにするため、「別紙1 端末のセキュリティ設定」を参照し、セキュリティ設定を必ず行ってください。別紙1については、契約者にのみ提供する。

(3) 通信回線の要件

通信回線については、CATV、光ファイバー等のブロードバンド環境、4G LTE、5G 等のデータ通信サービスのインターネット接続が必要になります。

詳細については、「別紙2-1 オンライン回答支援ブースに設置する端末の通信回線について」を参照してください。

(4) 運用要件

ア セキュリティ上の監視要員として、また、オンライン回答支援ブースの利用者が端末の操作等で支援を必要とする場合がありますので、地方公共団体の職員や運用を委託する事業者等を原則常駐するようにしてください。

なお、オンライン回答支援ブースを開設した公共施設等の職員が兼務する場合など、常駐が困難な場合には、セキュリティ上の問題等が発生した（そのおそれを含む。）場合や利用者からの支援等の求めがあった場合に、速やかに対応できる体制等を整備した上で運用することが必須となります。

また、常駐する職員や運用を委託する事業者等には、事前に地方公共団体のセキュリティポリシー及び個人情報保護に関する規定についての教育を施すことが必須となります。

イ オンライン回答を行う場合は、『インターネット回答依頼書』に記載されているログイン ID・アクセスキー（再回答の場合は世帯が設定したパスワード）が必要となりますので、世帯が持参しているか確認してください。（持参していない場合は回答不可。）

ウ オンライン回答支援ブースにおけるオンライン回答に当たって、関係者が行えることは下表のとおりとなりますので、御留意ください。

関係者	行えること
地方公共団体職員	・入力・回答送信の支援 ・端末操作の支援
オンライン回答支援ブース 設置・運用の委託業者	・入力・回答送信の支援 ・端末操作の支援
調査員、指導員	・入力・回答送信の支援 ・代理入力、回答送信 ・端末操作の支援
世帯	・入力・回答送信

エ 端末を操作する世帯以外に、ログイン ID・アクセスキー・パスワードや入力内容を見られないよう、端末へのプライバシーフィルターの装着や遮蔽板等の設置などの措置を講じてください。

オ 世帯の端末使用が終了した際は、その都度、画面が回答途中の状態になっていないかなど確認してください。回答途中などの場合は、回答を終了させてください。

カ 次の世帯が端末の使用を開始する前に、以下の作業を行ってください。

タブレット端末：ブラウザを閉じ、画面をホーム画面に戻す。

パソコン：画面を「国勢調査オンライン（電子調査票）」のトップページに戻す。

キ 設置する端末には、セキュリティワイヤーで固定するなど、持ち出されないような措置を講じてください。

また、ルーター等のネットワーク機器については、職員等以外の者が触れないところに設置してください。

（５）オンライン回答支援ブースの開設・運用を委託する場合

オンライン回答支援ブースの開設・運用を委託する場合には、事業者との委託契約の中で地方公共団体のセキュリティポリシー及び個人情報保護に関する規定の遵守、情報セキュリティ上の問題（そのおそれを含む。）発生時における地方公共団体の職員への速やかな報告についての要件を明記することが必須となります。

2 「タブレット調査員」の実施に係る取扱いについて

(1) 使用する端末の要件

タブレット調査員が使用するタブレット端末は、個人情報保護の観点から、地方公共団体で既に所有している端末又は委託費でレンタルした端末（委託費による端末の購入は不可。）とします。なお、個人が所有する端末は、個人情報の取扱いの観点から絶対に使用しないでください。

※ 委託費でレンタルする場合のタブレット端末の要件については、「1 「オンライン回答支援ブース」の開設に係る取扱いについて」－「(1) 設置する端末の要件」の「①「タブレット端末」の要件」を参照。

また、当該端末の使用後、事業者への返却時又は廃棄時に、蓄積された電磁的記録を復元できないように抹消してください。（事業者が抹消した旨の証明書を取得すること。）

(2) 端末への初期設定

- ア タブレット端末に入力内容が残らないようにするため、「別紙1 端末のセキュリティ設定」を参照し、セキュリティ設定を必ず行ってください。
- イ タブレット端末を紛失した場合でも個人情報等が保護されるように、「別紙3 タブレットの遠隔ロック設定」を参照し、遠隔操作により端末にロックをかけることのできるサービス（iCloud 機能等）を必ず利用してください。
- ウ タブレット端末自体の利用者認証機能を利用し、第三者が端末を使用できないようにしてください。

(3) 通信回線の要件

通信回線については、4G LTE、5G 等の高速データ通信サービスのインターネット接続が必要になります。インターネットに接続できない場合はアクセスできませんのでご注意ください。

詳細については、「別紙2－2 タブレット調査員が携帯するタブレット端末の通信回線について」を参照してください。

(4) 運用要件

- ア オンライン回答を行う場合は、『インターネット回答依頼書』に記載されているログイン ID・アクセスキー（再回答の場合は世帯が設定したパスワード）が必要となりますので、世帯が所有しているか確認してください。（所有していない場合は回答不可。）
- イ タブレット端末を使用してのオンライン回答に当たって、関係者が行えることは下表のとおりとなりますので、御留意ください。

関係者	行えること
調査員、指導員	・入力・回答送信の支援 ・代理入力、回答送信 ・端末操作の支援
世帯	・入力・回答送信

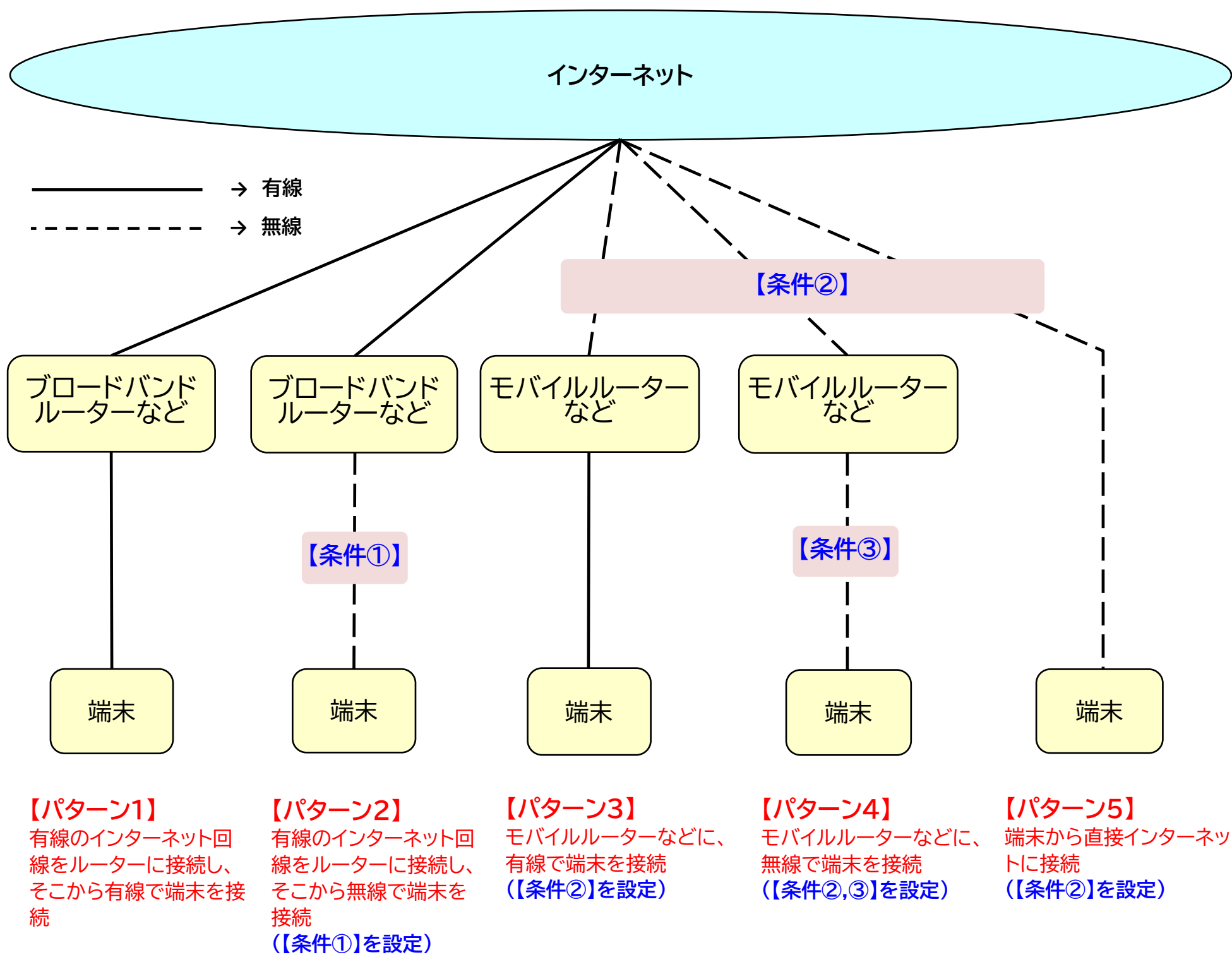
※ 世帯がタブレット端末を操作する際に、オンライン回答以外の操作が行われないよう注意してください。

ウ 世帯のタブレット端末使用が終了した際は、その都度、画面が回答途中の状態になっていないかなど確認してください。回答途中などの場合は、回答を終了させてください。

エ 次の世帯がタブレット端末の使用を開始する前に、ブラウザを閉じていただき、タブレット端末の画面をホーム画面に戻してください。

オ 調査活動中、タブレット端末の置き忘れ等がないか細心の注意を払ってください。

※ 世帯の記入済みの紙の調査票と同様に紛失することのないよう、厳重な管理に係る指導を徹底してください。



【注】接続に当たって暗号化方式等の設定条件

【条件①】

(1) 暗号化方式をWPA2、WPA2-PSK又はWPA3のいずれかに固定可能なWi-Fiである場合のみ可能。

(2) WPA2、WPA2-PSK又はWPA3が利用可能であっても、WEP、WPA又はWPA-PSKも選択できるものは使用不可。

【条件②】

(1) Wi-Fiの場合は、暗号化方式をWPA2、WPA2-PSK又はWPA3のいずれかに固定可能であること。

※ 暗号化方式がWEP、WPA又はWPA-PSKであるWi-Fiは使用不可。

(2) Wi-Fiの場合は、パスワードが第三者に公開されていないこと。

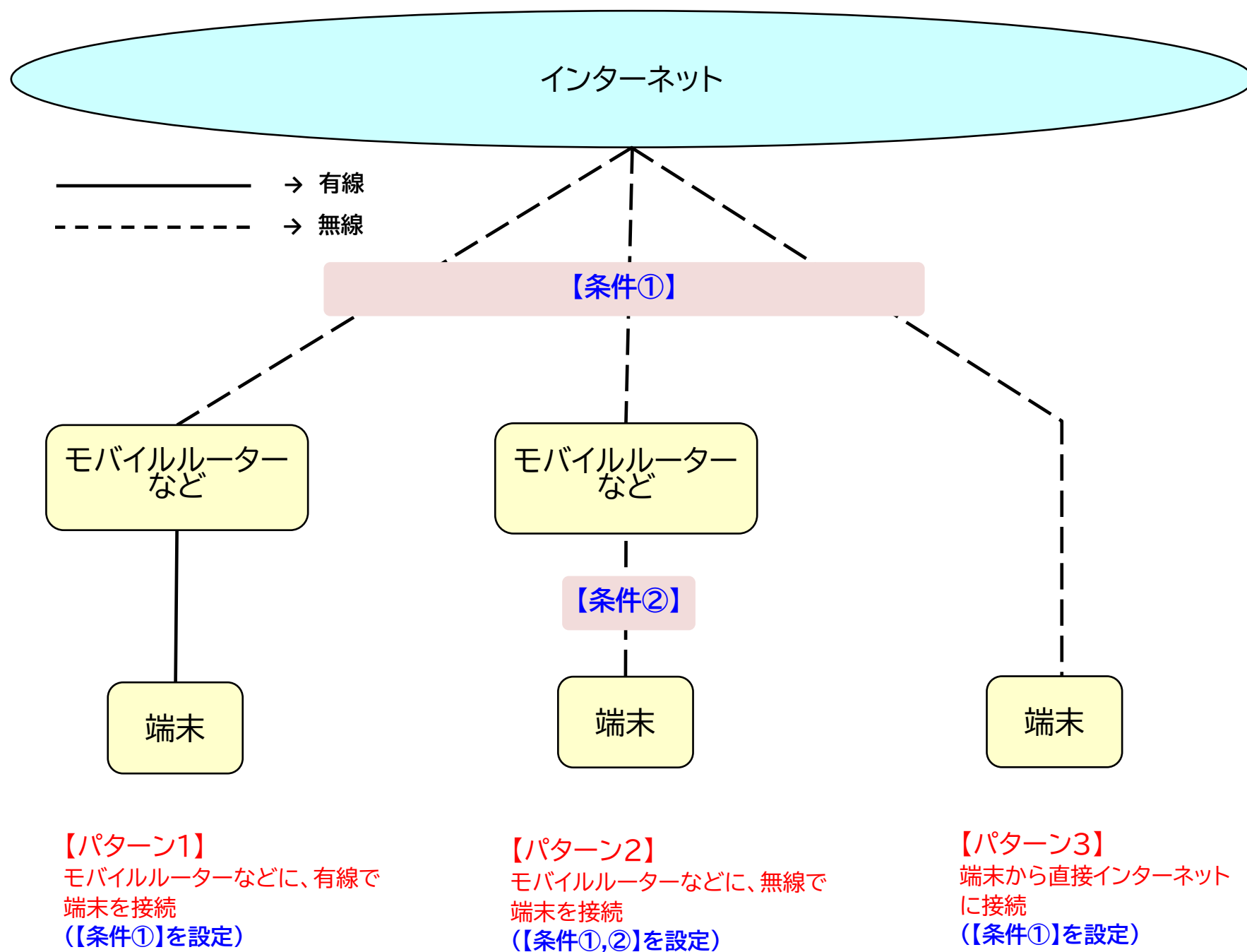
※ 不特定多数の者が利用可能なフリーWi-Fiは禁止。

【条件③】

(1) データ通信カードなど端末間の通信の暗号化方式がWPA2、WPA2-PSK又はWPA3のいずれかに固定可能なWi-Fiである場合のみ可能。

(2) WPA2、WPA2-PSK又はWPA3が利用可能であっても、WEP、WPA又はWPA-PSKも選択できるものは使用不可。

タブレット調査員が携帯するタブレット端末の通信回線について



【注】接続に当たって暗号化方式等の設定条件

【条件①】

- (1) Wi-Fiの場合は、暗号化方式がWPA2、WPA2-PSK又はWPA3のいずれかに固定可能であること。
※ 暗号化方式がWEP、WPA又はWPA-PSKであるWi-Fiは使用不可。
- (2) Wi-Fiの場合は、暗号化に際してはパスワードが第三者にオープンになっていないこと。
※ 不特定多数の者が利用可能なフリーWi-Fiは禁止。

【条件②】

- (1) データ通信カードなどと端末間の通信の暗号化方式がWPA2、WPA2-PSK又はWPA3に固定されているWi-Fiである場合のみ可能。
- (2) WPA2、WPA2-PSK又はWPA3が利用可能であっても、WEP、WPA又はWPA-PSKも選択できるものは使用不可。

タブレットの遠隔ロック設定

【はじめに】

本設定については、次のOSを対象に作成しています。これ以外のOSの場合は、個別にご相談下さい。

<対象OS>

・iOS ※ Apple IDが必要になります。

・Android ※ Googleアカウントが必要になります。

※バージョンや機種等によって手順などには違いがありますので、ご注意ください。

<iPad又はiPhoneの遠隔ロックの設定手順>

1 配布する端末に対して事前に必要な条件

・Apple IDでログインしていること。

「設定」>「iPad(iPhone)にサインイン」の順に進み、設定したApple IDとパスワードを入力する。

・iPad(iPhone)に「iPad(iPhone)を探す」設定がされていること。

「設定」>「(ユーザ名)」>「探す」の順に進み、

「iPad(iPhone)を探す」「探す」ネットワーク「最後の位置情報を送信」をオンにする。

・位置情報サービスがオンになっていること。

「設定」>「プライバシーとセキュリティ」>「位置情報サービス」をオンにする。

・4G LTEなどの通信サービス又はWi-Fiに接続されていること。

2 手元の端末から遠隔ロックをする方法

<iOS端末から遠隔ロックをする場合>

①「設定」から、検索するiPad(iPhone)で設定したApple IDでサインインする。

②「探す」アプリを開く。

③「デバイスを探す」をタップする。

④マップが開き、iPad(iPhone)の位置が示されたら、紛失したiPad(iPhone)を選択する。

⑤「紛失としてマーク」から、「有効にする」を選択する。

⑥パスコードを設定する。

※紛失端末の発見者に連絡をしてもらう場合は、適宜、電話番号・メッセージを入力します。

<PC(Web)から遠隔ロックをする場合>

①icloud.com/findへアクセスし、検索するiPad(iPhone)で設定したApple IDでサインインする。

②マップが開き、iPad(iPhone)の位置が示されたら、紛失したiPad(iPhone)を選択する。

③「紛失としてマーク」を選択する。

④パスコードを設定する。

※紛失端末の発見者に連絡をしてもらう場合は、適宜、電話番号・メッセージを入力します。

<Androidの遠隔ロックの設定手順>

1 配布する端末に対して事前に必要な条件

- ・Googleアカウントにログインしていること。

「設定」>「パスワードとアカウント」>「アカウント追加」>「Google」の順に進み、表示された画面でGoogleアカウントに設定したメールアドレスとパスワードを入力する。

- ・位置情報がオンになっていること。

「設定」>「位置情報」>「位置情報を使用」をオンにする。

- ・「デバイスを探す」設定がされていること。

「設定」>「セキュリティとプライバシー」>「デバイスを探す」をオンにする。

- ・デバイスが Google Play に表示されていること。

<https://play.google.com/library/devices>にアクセスし、「メニューに表示する」チェックボックスがオンになっていることを確認します。

- ・電源が入っており、4G・LTEなどの通信サービスまたはWi-Fiに接続されていること。

2. 手元の端末から遠隔ロックをする方法

<Android端末から遠隔ロックをする場合>

- ①「デバイスを探す」アプリをダウンロードし、紛失した端末のGoogleアカウントとパスワードでログインする。
- ②「デバイスを探す」画面から、紛失した端末を選択する。
- ③マップが開き、端末の位置が示されたら、「デバイスを保護」を選択する。
- ④PIN、パターンまたはパスワードを入力し、ロックする。
※拾った方に連絡をしてもらう場合は、適宜、電話番号・メッセージを入力します。

<PC(Web)から遠隔ロックをする場合>

- ①android.com/find にアクセスし、Google アカウントにログインする。
- ②マップが開き、端末の位置が示されたら、紛失した端末を選択する。
- ③「デバイスを保護」を選択し、PIN、パターンまたはパスワードを入力し、ロックする。
※先に「ロックとデータ消去を有効にする」の選択が必要となることがあります。
※拾った方に連絡をしてもらう場合は、適宜、電話番号・メッセージを入力します。

令和 7 年国勢調査 「国勢調査オンライン（電子調査票）」の オフライン版の利用に係る取扱いについて

令和 7 年 2 月
国勢統計課オンライン調査係

オンライン回答啓発に係る取組として、令和 7 年国勢調査の「国勢調査オンライン（電子調査票）」のオフライン版（以下「オフライン版」という。）を利用する場合は、本資料の取扱いに沿って利用いただきますようお願いいたします。

1 オフライン版の概要

オフライン版は、オフライン（インターネット接続不要）でログインから回答送信までの一連の操作を体験することが可能です。

また、オフライン版で回答した内容は保存されませんので、自由に操作することが可能です。

オフライン版の利用に当たっては、下表のとおり「タブレット用」と「パソコン用」で 2 種類のパッケージファイル（html ファイル等を収録したファイル群）を用意しておりますので、「別紙 1 「国勢調査オンライン（電子調査票）」オフライン版利用申請書」に必要事項を入力いただき、都道府県において管内市区町村の申請について取りまとめの上、「国勢調査業務ポータルサイト（ファイル送信機能）」により、国勢統計課オンライン調査係まで提出してください。

○ パッケージファイルの種類

ファイル名		概要
①	【タブレット用】国勢調査オンライン（オフライン版）パッケージ.zip	タブレット用のパッケージファイル。 令和 7 年国勢調査の新機能である、QR コードの読取りによるログインの体験が可能。 ※ オンライン回答啓発に係るイベント等での利用を想定
②	【パソコン用】国勢調査オンライン（オフライン版）パッケージ.zip	パソコン用のパッケージファイル。 ログイン ID・アクセスキーを手動で入力することでログインが可能。 ※ 諸事情により、①が利用できない場合やインターネット環境がない会場における説明会等での利用を想定

※ 各種イベント等におけるオンライン回答体験では、QR コードから「国勢調査オンライン（電子調査票）」のアクセス・ログインが簡単に行えることを訴求するため、①の利用を推奨。

2 必要な端末の要件

「タブレット用」又は「パソコン用」のオフライン版の利用に当たって必要な端末の要件は下表のとおりです。

なお、使用する端末は、地方公共団体で既に所有している端末又は委託費でレンタルした端末とします。(委託費による端末の購入は不可。)

また、当該端末の使用後、事業者が端末等の返却時又は廃棄時においては、蓄積された電磁的記録を復元できないように抹消してください。(事業者が抹消した旨の証明書を取得すること。)

① 「タブレット」の要件（「タブレット用」のオフライン版）

項目	スペック等
画面	9.7 型以上であること。
OS	Android12 以降であること。
ブラウザ	Google Chrome123 以上を搭載していること。
ソフトウェア	ウイルス対策ソフトを導入すること。 また、QR コードの読取りを可能とするための標準カメラ機能を搭載していること。
カメラ	QR コードの読取りを行うための内臓カメラを搭載していること。
その他	AC 充電器等を用意すること。

② 「パソコン」の要件（「パソコン用」のオフライン版）

項目	スペック等
形状・画面	指定なし。※ 例 ノート型の 15.6 インチ
OS	Windows11 であること。
CPU	Core i3 以上であること。
メモリ	4GB 以上であること。
HDD・SSD	200GB 以上であること。
ブラウザ	Google Chrome123 以上、Microsoft Edge123 以上又は Firefox124 以上を搭載していること。
マウス	有すること。
ソフトウェア	ウイルス対策ソフトを導入すること。
その他	電源ケーブル等を用意すること。

3 端末への初期設定等

端末に入力内容が残らないようにするため、「資料3－2 令和7年国勢調査 オンライン回答支援ブースの開設等に係る取扱いについて」の「別紙1 端末のセキュリティ設定」を参照し、セキュリティ設定を必ず行ってください。

また、下記のとおりオフライン版の種類ごとに、端末に設定等を行ってください。

① 「タブレット用」のオフライン版の場合

別途提示する手順書を参照し、必要なコンテンツ等のインストールを行ってください。

② 「パソコン用」のオフライン版の場合

「パソコン用」のパッケージファイル（zip ファイル）をパソコン内の所定のフォルダに保存し、展開してください。

4 オフライン版（端末）の運用要件

- （１）利用者の端末の使用が終了した際には、その都度、画面が操作途中の状態になっていないかなど確認してください。操作途中などの場合は、画面を終了させてください。
- （２）次の利用者が端末の使用を開始する前に、以下の作業を行ってください。
タブレット端末：ブラウザを閉じ、画面をホーム画面に戻す。
パソコン：画面をオフライン版のトップページに戻す。
- （３）セキュリティ保護のため、使用する端末は、インターネットへの接続は行わないようご注意ください。
- （４）使用する御端末には、セキュリティワイヤーで固定するなど、持ち出されないような措置を講じてください。

5 その他（留意事項）

- （１）オフライン版のパッケージファイル（展開後のファイルも含む）については、情報漏洩等が発生しないよう、管理を徹底してください。
- （２）オフライン版はオンライン回答啓発に係る取組等の目的以外に使用しないでください。
- （３）オフライン版は改変して使用しないでください。
- （４）オフライン版用に使用した端末以外も含め、オフライン版のパッケージファイル（展開後のファイルも含む）は長期間保存せず、利用終了後速やかに当該ファイルを完全に消去するとともに、必要以上に複製や保存をしないでください。